

12月2日（火）

令和 7 年 12 月 2 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1 番	河 野 通 博	(みやざき未来灯)
2 番	永 山 敏 郎	(県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久	(同)
5 番	山 内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹	(同)
7 番	下 沖 篤 史	(同)
8 番	齊 藤 了 介	(同)
9 番	黒 岩 保 雄	(同)
10番	渡 辺 正 剛	(同)
13番	外 山 衛	(同)
14番	脇 谷 のりこ	(未来への風)
15番	松 本 哲 也	(県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎	(同)
18番	野 崎 幸 士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋	(同)
20番	内 田 理 佐	(同)
21番	川 添 博	(同)
22番	荒 神 稔	(同)
23番	日 高 博 之	(同)
24番	福 田 新 一	(同)
25番	本 田 利 弘	(同)
27番	凶 師 博 規	(無所属の会 チームひわか)
28番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄	(自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉	(県民連合立憲)
31番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守	(同)
33番	安 田 厚 生	(同)
34番	坂 口 博 美	(同)
35番	山 下 寿	(同)
36番	山 下 博 三	(同)
37番	二 見 康 之	(同)
39番	日 高 陽 一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

◎日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、今村光雄議員。

◎今村光雄議員〔登壇〕（拍手） 皆様、おはようございます。都城市選出、公明党の今村光雄です。

11月21日に閣議決定された総合経済対策では、物価高騰対策の一環として、重点支援地方交付金が拡充され、自治体が地域の実情に応じて、生活者、事業者を支援できる仕組みが強化されています。本県においても、県民生活を守るため、実情に即して、機動的、柔軟的な活用をよろしくお願いします。

さて、国政においては様々な動きがあるようございますが、国の動向に大きく左右されない強い宮崎県を築いていかなければならないと考えます。その観点も踏まえて、初めに本県の公金運用について伺います。

本県の財政運営は、歳出面では、国民スポーツ大会準備をはじめ、公共施設老朽化対策、防災・減災対策など、今後も多額の財政負担が懸念されます。一方、令和7年度歳入予算において、自主財源比率43%に対し依存財源が57%と、地方交付税や県債に大きく依存しており、国の財政方針や金利変動に左右されやすい構造となっています。安定した行政サービス提供のためには、自主財源の拡充も図っていかねばなりません。

物価高騰下ですので、県民への負担は減らさなければなりませんし、将来、負担増を招かな

いよう、県債依存も抑制すべき状況の中、県保有基金を含む公金を活用した運用益確保は、重要な財源創出の手段でございます。

国においても、GPIFの年金運用では、2001年から2025年、第2四半世紀までの累積収益額は約180兆円にも上り、リーマン・コロナショックを乗り越えて、大きく収益を上げています。その経験を生かし、税金や国債に頼るのではなく、新たな財源をつくる政府系ファンドの研究が始まり出したところでもあります。

本県においては、公金の運用は既に取り組んでいますが、どのような方針なのか、厳しい財政状況の中、本県の公金の運用について、知事の考えをお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

◎知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県の公金は、県民の皆様や県内企業から納めていただく税金などがその原資となっておりまして、適正な管理及び運用を図ることが大変重要になってまいります。

このため本県では、次の3つの考え方を基本に公金を運用しております。

1つ目は、元本を損なわない「安全性の確保」、2つ目は、支払い等に支障が生じないようにするための「流動性の確保」、3つ目は、安全性及び流動性を十分確保した上で、より運用収益が得られるようにするための「収益性の追求」であります。

県の公金のうち、運用資金の大部分を占める基金については、より金利の高い債券での運用を増やすなど、収益性の向上に努めておりますが、現在、金利上昇局面にありますので、今後、それらの取組を強化し、さらに収益性を高

めていくことが重要と考えております。

金融情勢等の動向を注視しつつ、収益性の確保を意識した一層の工夫を行いながら、今後も安全かつ効率的な公金の運用に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○今村光雄議員 厳しい財政状況の中であっても、安全性が最優先であることを理解しました。安全性が担保されていなければ、元本を割ってしまう可能性もありますので、その点を最重要視することは当然だと思います。

では、その中において、最も効率的な運用をしているのかどうか、そこをしっかりと分析していかなければならないと思います。

地方自治法第241条では、「基金は确实かつ効率的に運用しなければならない」とあり、より効率的な運用を図り、長期的な財政負担軽減や自主財源強化が必要だと考えますが、本県の公金の運用について、運用収益を増やすため、どのように効率的な運用を行っているか、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（平山文春君） 歳計現金や基金等の公金につきましては、安全性を最優先に、流動性や収益性も重視しながら、定期性預金のほか、公社債等のより金利の高い債券による運用を行っております。

基金の運用は、基金所管課からの依頼に基づいて行っておりますが、定期性預金よりも金利の高い短期債券の情報などをあらかじめ提供し、債券による運用額を増やすなどした結果、今年度は、現時点で昨年度より4億円以上の増加となる、約6億5,000万円の運用利益を確保できる見込みとなっております。

なお、得られた運用利益は、元金とともにそれぞれの基金所管課へ戻しまして、事業において有効に活用されております。

今後とも、安全かつ効率的な公金の管理・運用に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 基金の運用により、昨年度よりも4億円以上の運用利益となる約6億5,000万円を確保できる見込みとあり、堅実な運用ができてきていること、また、運用により得た利益を基金の所管課の事業に活用されていることは、評価できるものと思います。

ただ、さらなる運用利益の最大化に向けた継続的な研究・開発は今後も不可欠です。みやぎ行財政改革プランや宮崎県行財政改革懇談会も活用して、公金運用の計画や分析、そして外部有識者の知見を活用し、全国トップレベルの運用実績を目指して、さらなる向上をお願いします。

皆さんは遷延性意識障がいをお存じでしょうか。この障がいは、脳損傷等により、外部との意思疎通ができず、自力移動や摂食、排せつができない状態が3か月以上続く状態のことです。

先日、その家族の会九州「つくし」秋の講演会が本県にて行われました。介護者である御家族のお話を聞くと、あまり知られていないからこそその苦勞というものを実感しました。

その一つに、身体障害者手帳にこの病名の記載がなく、身体障害者1級のみ記載されている点が挙げられます。1級であってもその状態の差は様々で、遷延性の人もいれば、意思疎通が図れる方もいらっしゃいます。病名の表記により、理解促進や支援拡大にもつながっていくものと考えます。

手帳への表記は、身体障害者福祉法の中では特に明記されていませんが、都道府県や中核都市にて認定や交付をすることとなっているので、それぞれの裁量に委ねられます。

県内で交付される身体障害者手帳における障害名の表記の取扱いについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法において、都道府県、中核市等が交付することと定められております。

このうち、県が交付する身体障害者手帳における障害名の表記につきましては、交付申請書に添付されている医師の診断書を確認し、障がいの原因となった疾病等が明らかである場合には、「遷延性意識障害による体幹機能障害」など、基本的に当該疾病等を含めて記載しております。

○今村光雄議員 本県においては診断書を基に記載しているとのことですので、引き続き対応をお願いするとともに、中核都市である宮崎市にも展開できるよう、また私も働きかけていきたいと思っております。

遷延性意識障がい者の多くは、喀たん吸引や人工呼吸器装置の脱着、経管栄養等の医療的ケアが必要とされています。家族介護者へのケア、いわゆるレスパイトケアの取組も必要で、その一つである医療型短期入所事業所の拡充が課題となっています。医療的ケア児の増加により、全国的に医療型短期入所事業所の不足が指摘されており、本県でも同様の状況です。

県では、令和6年度から医療的ケア児等短期入所拡大促進事業を実施し、県内での事業所の設置が徐々に進むなど、地域ごとに拡充がなされているところではありますが、今後も拡充に向けた取組を継続していくのか、遷延性意識障がい者を含む医療的ケアの必要な方が利用する短期入所事業所の拡充について、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所事業所の拡充のため、人工呼吸器管理や経管栄養等の実技に対応できる医師、看護師の人材育成や、事業所の施設整備への補助など、支援体制の強化に努めております。

また、昨年度より、市町村とともに利用者の受入れ実績に応じた補助も行っており、その結果、今年1月に、本県で6か所目となる医療型短期入所事業所が延岡市に開設されたところであります。

今後も、市町村や関係団体と連携しながら、短期入所事業所のさらなる拡充に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 引き続きよろしくお願いたします。

遷延性意識障がいの家族介護者からは、自分がいなくなった後のことが不安だとの声が多く寄せられています。

国においては、地域での自立生活を支える地域生活支援拠点の整備を推進し、令和7年度においても、都道府県や市町村に対して、相談、緊急対応、体験機会の提供など、機能強化を促しています。

本県でも、地域生活支援拠点の整備、機能強化に努めるべきだと思いますが、介護者が亡くなった後の遷延性意識障がい当事者を支えるための仕組みの現状と県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がいのある方の介護者が亡くなられた後の生活は、切実な問題であり、特に遷延性意識障がいのある方は、常時の見守りや医療的ケアへの対応など、様々な支援が必要です。

このため、介護者の病気や死亡といった緊急

時にも、速やかに支援につながるよう、障がいのある方を地域全体で支える地域生活支援拠点が、本年10月末時点で16の市町で整備されております。

県では、市町村の地域生活支援拠点の整備を支援するとともに、医療的ケアが必要な障がいの受入れを行う事業所の開設等への補助や、サービスの提供に必要な人材の育成に取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、障がいのある方が安心して暮らせるよう、適切な支援に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 地域生活支援拠点の整備が16市町にまで整備され、進んでいるようであります。さらに推進していただき、御家族の方の不安が解消されるよう、よろしく願いいたします。

次に、「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づく支援について伺います。

11月12日から26日まで開催された東京2025デフリンピックでは、各国からも約6,000名が参加され、大きなぎわいを見せて、改めて手話通訳ボランティアの重要性が示されました。私の義理の姉も、手話通訳ボランティアとして参加させていただきました。

ただ、この手話通訳ですが、使えるようになるまでには長い年月が必要で、成り手もなかなか増えない現状にあります。

本県においても、2年後に開かれる国スポ・障スポでの手話・要約筆記ボランティア600名を目指しており、多くの県民の方に協力をいただく必要がありますが、現状、まだ目標人数には達していないようです。

手話等の普及及び利用促進に関する条例は、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てら

れることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目的としており、意思疎通手段の利用促進等も図られているところであり、今後さらに通訳者の養成などの強化が必要ではないでしょうか。

手話等の普及及び利用促進に関する条例に基づき、様々な障がいを抱える方の意思疎通支援の取組をさらに推進すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 議員から御紹介がありましたデフリンピック、私も先月、東京で開催されました「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」であるデフリンピックに赴いて、本県出身選手を応援してまいりました。

陸上競技の短距離種目においては、スタートの合図を光で知らせるスタートランプが導入されている、また、バレーボールにおいては、手話などでコミュニケーションを取りながらプレーする、また、観客が手話を用いて会場一体となって応援する姿を目の当たりにしまして、障がいに応じた意思疎通支援の重要性を改めて感じたところであります。

県では、平成31年に制定した条例に基づき、聴覚障がいや視覚障がい、盲聾や失語症など、障がいの特性に応じた意思疎通を支援する人材の養成や派遣などに取り組むとともに、現在、2年後の国スポ・障スポに向けて、手話・要約筆記ボランティアのさらなる養成・確保を図っております。

今後とも、様々な障がいを抱える方が円滑に意思疎通できるよう、関係団体等と連携しながら、しっかり取組を進めてまいります。

○今村光雄議員 国スポ・障スポをきっかけに、普及促進をさらに進めてもらうよう、よろしく願いします。

次に、障がい者施設の整備等について伺います。

現在、国においては、障がいのある方が住み慣れた地域社会で、可能な限り自立した自分らしい生活を送れることに力を入れており、従来までの施設入所から地域生活移行を推進し、グループホームなどの拡充を行っています。その方向性に何ら反対するものでもありませんし、御本人も住み慣れた地域がよいことは明らかです。ただし、どうしても施設でなければならない重度者の方もいらっしゃるため、施設をなくしてしまうことはできません。施設は福祉の大事なセーフティーネットであります。

しかし、この施設ですが、築50年を超えるような施設もあり、老朽化した施設の改修や建て替えが全国的にも課題となっています。本県でも国庫補助金を活用した取組を行っていますが、老朽化した施設は対象になっていないとの相談がありました。

老朽化した障がい者施設の改修などに対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がい者施設の改修等については、国が補助制度を設けており、入所施設やグループホーム、通所サービスなど、障害福祉サービス全般に係る新設や改修等が補助対象となっております。

議員御指摘のとおり、県では、この国の制度を活用し補助事業を行っておりますが、障がいのある方の地域生活への移行を促進する観点から、居住の場となるグループホームの整備を優先して支援しております。

今後とも、障がいのある方が身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、市町村や関係機関と連携しながら、障がい者施設への支援に

努めてまいります。

○今村光雄議員 国の方針として地域移行を目指しており、その流れに準じるため、県においてもグループホームの整備を優先することは理解できます。ただ、先ほども申し上げたとおり、施設が必要な方がいることも事実です。地域移行と併せて、施設改修等も行っていく必要があると私は思います。質問で申し上げたとおり、築50年を超えている施設もあるわけですので、予算の問題もあるとは思いますが、改修を含めた検討をお願いします。

そして、国に対しても、施設を必要としている方に対して今後どう対応していくのか、そういった声を強く県からも上げていてもらいたいと思います。

次に、県社会福祉協議会への補助事業等について伺います。

県社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人は、厳しい社会情勢下でも、生活困窮者支援、孤独・孤立対策、災害支援、地域公益活動などセーフティーネットの役割を果たし、地域住民の生活を守り、社会活動を支え続けています。

しかし、物価高騰や賃金上昇により、深刻な経営圧迫を受け、2025年時点の福祉医療機構の調査において、社会福祉法人の赤字割合が3割に上っているとの報告もあり、支出削減はサービスの質・量低下などのセーフティーネット機能の低下を招きかねません。

本県の社会福祉協議会も同様の課題を抱え、委託事業の単価見直しや補助金の柔軟運用だけでなく、自主財源の強化、業務経費効率化など、県としてもさらなる研究が必要ではないでしょうか。

物価高騰、賃金上昇に伴う県社会福祉協議会

の補助事業、委託事業の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県社会福祉協議会は、福祉ニーズが複雑化・多様化する中で、重要な役割を担っており、同協議会が実施する補助事業や委託事業は、福祉人材の確保・育成や、高齢者、障がい者の権利擁護など、地域福祉の推進のためには不可欠な取組であります。

このため県では、同協議会が各種事業を円滑に実施できるよう、基盤強化のための補助を行っており、物価高騰や賃金上昇の動向も踏まえた、同協議会の運営に係る支援の拡充を図ったところであります。

今後も、同協議会と連携しながら、各種事業の改善や新たな福祉ニーズへの対応に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 次に、日常生活自立支援事業について伺います。

日常生活自立支援事業は、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉サービス利用手続や日常的な金銭管理、書類の預かり等を行う重要な権利擁護事業です。

現在は、市町村社会福祉協議会が実施主体となり、国庫補助を活用して運営されていますが、全国的にも人件費などの事業費が補助額や利用料収入を上回り、社協の自己財源や自治体独自予算で赤字分を補填している実態が指摘されています。

国庫補助基準額は、平成31年の改定で利用契約者1人一月当たり7,900円等に引き上げられましたが、その後は、物価や賃金の上昇が続く中にもかかわらず、単価の見直しが行われておらず、現場の実情に追いついていないとの課題

が示されています。

また、事業量の増加や支援ニーズの高度化に対し、専門員や生活支援員の確保が難しく、待機者の発生や活動エリアの制約といった問題も生じています。

本県においても、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が権利擁護センター等を通じて、日常生活自立支援事業を行っていますが、十分とは言えない国庫補助を補うために、自己財源の投入や市町村からの追加的な予算措置で事業を維持している状況にあるようです。

また、認知症高齢者の増加や単身世帯の増加などに伴い、相談件数は年々増加傾向にあるようですが、市町村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に係る財源確保の現状と今後の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 日常生活自立支援事業は、認知症で判断能力が不十分になられた方などが地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が日常的な金銭管理等に係る援助を行うものであります。

この事業につきましては、県は国とともに補助を行っておりますが、一部の社会福祉協議会では、国庫補助基準額を超える利用実態があり、その不足分について負担が生じております。

県としましては、今後とも、九州各県と連携し、国に対して必要な補助額の措置を要望してまいります。

○今村光雄議員 次に、介護予防に対する交付金の活用について伺います。

本年、団塊世代が75歳以上となり、国民のおよそ5人に1人が後期高齢者となりました。社会保障費の増大や人材不足など多くの課題がある一方、DX化などによる人材不足解消に向け

た取組や、地域包括ケアシステムによる地域での支援構築も対策として取り組んでいます。その中でも介護予防の取組は、自立支援と財政負担の軽減に大変重要であると考えます。

国においては、平成30年度より保険者機能強化推進交付金が始まり、高齢者の重度化防止の取組などを推進、令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防、健康づくりなどの取組を強化しています。さらに令和6年度からは、要介護認定率の改善状況などがよりよい自治体に対し、追加配分を行う枠組みを設けています。

本県においても、これらの交付金を活用し、第10次高齢者保健福祉計画に基づき、市町村支援を位置づけ、介護予防や重度化防止等に向けた取組を推進していますが、介護予防について、国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を活用した県の取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むためには、介護予防の取組が大変重要であります。

このため県におきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等を目的としたこれらの2つの交付金を活用し、市町村が行う地域ケア会議や体操教室などの通いの場への専門職の派遣を行っております。

また、介護保険事業計画策定のためのデータ分析や、地域包括支援センター等の職員を対象とした研修会の開催など、市町村が行う介護予防の取組を支援しております。

○今村光雄議員 小林市では、QOL向上につながった事業所に報奨金を支給する取組を今年度より開始しています。市が作成した自立支援

型アセスメントマニュアルを活用して、事前事後のアセスメントを行った場合に支援金を支給、加えて、市のアセスメント統一様式を活用し、改善の度合いにより表彰する事業となっています。より多くの地域が独自の介護予防の取組を通して効果的かつ強化につながるよう、県としても支援をお願いします。

次に、介護保険施設等の修繕に関して伺います。

介護保険施設等は、地域拠点としての役割を果たしており、災害時には、福祉避難所として重要性を増しています。平成元年以前に建築した施設は、構造によっては耐用年数を超過しており、建て替えや大規模修繕を迎える時期となっていますが、近年の資材価格高騰等により、莫大な費用がかかることが懸念されています。本県においても、地域医療介護総合確保基金を活用した修繕の取組が進んでいますが、同様の課題が懸念されています。

老朽化した介護保険施設等の大規模修繕に対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 介護保険施設等の入所者が安心・安全にサービスを受けられる環境を整備することは大変重要であります。

このため県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、広域型施設が実施する介護施設等の新規開設を伴う大規模修繕を補助対象としているほか、老人福祉施設等施設整備費補助金により、老朽化した養護老人ホームの大規模修繕に係る費用を補助するなど、支援を行っております。

県としましては、高齢者保健福祉計画に基づき、地域の実情に応じた施設サービスの計画的な整備・充実に向けて、引き続き支援してまい

ります。

○今村光雄議員 県内の施設の状況を把握していただき、計画的に対応するよう、今後もよろしくをお願いします。

次に、県営住宅について伺います。

令和7年3月現在、県営住宅の入居率は約78%となっており、年々減少傾向にあるようです。要因としては、人口減少やエレベーターの未設置、立地場所の不便さなどがあると聞いています。入居率を上げることが目的ではありませんが、その状況に応じて柔軟に対応することが必要ではないでしょうか。

公営住宅法では、「住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸し」と定められていますが、目的外使用も要件次第では可能であります。例えば、これまでに県内でも既に取り組んでいる外国人技能実習生用住宅などの社宅等での活用をはじめ、高齢者見守り等を含めたコミュニティの活性化、定住促進を目的とした事例もあるようです。

そこで、県営住宅における目的外使用についてどのような事例があるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅では、住宅に困窮する低額所得者を対象に比較的安価な家賃で提供しておりますが、これまでに目的外使用として、本来の入居対象者に影響のない範囲で、障がい者支援を行うグループホームや災害による被災者の方々などに使用を認めているところであります。

また、地域の実情に応じて、公営住宅を弾力的に運用できる制度を活用し、国の承認を得て、外国人技能実習生の受入れも行っております。

○今村光雄議員 目的外使用の状況が分かりま

した。

他県においては、学生向けに県営住宅を学生寮として利用してもらう取組も始まっています。自治会に入ること等を要件として、地域活性化を図っているようです。鳥取県では学生ルームシェア、鹿児島県では留学生宿舎など、特色を持った取組を行っているところもあるようです。自治会への加入要件は、自治会の方々も喜ばれますし、家賃が安く済むことで学生自体も喜ばれ、双方にとってよい状況になっているようです。

県内におきましても、市営住宅において、宮崎市等でその取組を行っています。大学や専門学校のある地域もありますので、県営住宅を有効的に活用できるのではないかと考えます。

今後、県営住宅の目的外使用において学生を受け入れる考えはないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の目的外使用として学生を受け入れた実績はありませんが、市町村営住宅では、宮崎市、延岡市、日向市、高鍋町で学生を受け入れております。

県営住宅においては、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応することとしており、今後とも、市町村や関係機関と連携して、学生の受入れも含む目的外使用に適正に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 「市町村や関係機関と連携して」とありました。市営住宅等での空きがない場合など、必要に応じて県営住宅もその用途として使用できる場合もあり得るということだと思いますので、市町村にもまた働きかけていきたいと思います。今後の対応をよろしくをお願いします。

次に、スポーツ合宿所等整備事業について伺

います。

2年後に本県で開催される国スポ・障スポにおける宿泊の状況ですが、関係者からは県内の宿泊施設で97%ほどは賄えるとお聞きしました。ただ、あくまで選手や監督などの関係者のみの数ですので、実際は応援に来られる方々がおり、その分は確保されていないため、ホテルを含む宿泊施設が不足しており、その強化が必要ではないかと考えます。

大会後も、プロキャンプや大規模スポーツ大会をはじめとしたスポーツ合宿だけでなく、現段階においてもツーリズム等の観光客が増加している状況にありますので、経済効果にも寄与するものと考えます。

県としては、スポーツ合宿所等整備補助金により、その設置に対して対応しているようですが、予算の制約などもあり、民間業者の誘致が困難な状況にあります。

スポーツ合宿所等整備事業による支援の状況と、新規ホテル建設など宿泊施設の充実に対し、県としてどのように支援していくのかについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「スポーツ環境日本一への挑戦」を取組の一つとして、令和6年度からスポーツ合宿所等整備事業を実施しております。

本事業では、主に既存の施設を対象として、スポーツキャンプや合宿の受入れに向けた宿泊施設の整備・改修を行う市町村への支援を行っているところであります。この事業の活用によって、スポーツ観光プロジェクトの大切な柱である「県内全域のスポーツ環境の充実」につながっていると考えております。

世界レベルのキャンプや大会の誘致を進めていく上で、新規ホテルの建設など受入れのため

の宿泊施設の充実は、重要な課題の一つであると認識しております。スポーツランドみやぎのさらなる推進につなげるため、様々な大会の開催にそういう需要を高める取組を行うこと、また併せて、市町村等とも意見交換を図りながら、必要な支援の在り方について引き続き検討してまいります。

○今村光雄議員 さらなる充実を図るよう、よろしく申し上げます。

次に、中学校の部活動改革の取組について伺います。

現在、中学校の部活動は、少子化、教員の働き方改革の影響を受け、部活動の地域クラブへの移行が進んでいます。この動きは、教員の負担軽減と持続可能な部活動運営を目的としたもので、特に休日の部活動を地域クラブが担う方式への移行が進められています。

地方自治体においては、地域クラブ活動に参加する指導者の確保や登録、活動場所の確保など具体的な準備を進めつつあり、学校と地域との連携強化も検討しているところですが、本県ではどのような状況になっているのか、中学校の部活動改革の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 部活動改革につきましては、生徒数の減少が進む中、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保や、生徒の多様化するニーズに対応するため、また、教員の働き方改革の観点から、市町村が主体となって地域の実情に応じた取組を進めております。

具体的には、合同での部活動や拠点校において部活動を行う地域連携の取組、また、部活動を地域クラブ等に移管する地域展開を進めております。

教育委員会では、地域連携を担う部活動指導

員の研修や、地域展開を担うコーディネーター等を対象とした研修等のほか、令和7年3月に人材バンク「クラサポひなた」を設立し、地域クラブの指導者の確保を行うなど、市町村の主体的な取組を支援しております。

○今村光雄議員 今年3月からは、「クラサポひなた」という、団体と指導者のマッチングを図る人材バンクもスタートしているとのことです。始まったばかりの事業ではありますが、競技力向上にもつながっていくと思いますので、周知にまた力を入れていただきたいと思います。

地域連携や地域展開などの取組が進み、部活動指導員の引率などによる教員の負担軽減を図る一方、部活動指導員の人材不足、また指導体制の不安定さが課題として指摘されています。

また、部活動でかかってくる部費と違い、地域クラブでは、保護者の費用負担が大きいのしかかってくる課題も発生しています。

このような課題がある中、中学校の部活動改革における今後の方向性と課題及び対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 国が令和8年度から令和13年度までの6年間を部活動改革実行期間として示している中、本県では、令和7年7月時点で、中学校101校が合同部活動、または拠点校における部活動を行っており、また、3市が国のモデル事業の指定を受け、部活動の受皿として、市やスポーツ協会が主体となり、地域クラブ等の整備を進めております。

部活動改革は徐々に進んでおりますが、部活動指導員等の不足や生徒の移動手段の確保、保護者の費用負担の在り方等が課題となっております。

このため、教育委員会としましては、全市町

村で地域連携や地域展開が図られるよう、国に部活動改革に要する財源の確保を要望するとともに、市町村の実情に寄り添った伴走支援に努めてまいります。

○今村光雄議員 教員の働き方改革や保護者の費用負担などの考えももちろんですが、どうか、その先には子供たちがいるんだと、子供たちを中心に置いていただいて、国への要望などの対応を進めていただきたいと思います。

次に、公立学校の防犯カメラについて伺います。

令和5年3月、埼玉県の中学校で発生した不審者侵入事件後、文部科学省では、不審者防止対策の一つとして、防犯カメラなどの設備導入に対する補助により、令和5年度から令和7年度まで集中的に支援を行ってきました。

児童生徒だけでなく、教員等の安全を守るためにも、防犯カメラ等の設備整備は必要であると思いますが、本県ではなかなかその取組が進んでいないとお聞きしました。

本県公立学校の防犯カメラの設置状況と、全国に比べて設置率が低い要因について伺いいたします。また、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県公立学校における防犯カメラの設置状況につきましては、令和7年10月現在、市町村立学校が13.3%、県立学校が26%、全体で14.9%の設置率となっております。主に校門や生徒用の玄関等に設置しております。

全国の設置率は直近の令和5年度で64.6%となっており、本県の設置率が全国に比べて低い要因としましては、多くの学校で、既に防犯対策として警備システムの導入や警備員の配置等

を行っていることが考えられます。

防犯カメラについては、これまで各学校において必要に応じ整備してきておりますが、今後、設置校での効果等を踏まえ、県立学校につきましては、設置・運用の在り方を検討するとともに、市町村とも様々な機会を通じて情報交換等を行ってまいります。

○今村光雄議員 防犯カメラの全国設置率は、令和5年度段階で64.6%、本県の設置率は14.9%、この数値はかなり低い状況にあります。国が3か年度の集中的な支援を行っていたにもかかわらず、なかなか進まなかった。その要因の可能性はお聞きしましたが、しっかりとした調査が必要ではないでしょうか。一つでも不備があり、何か起きてしまうようなことは絶対にあってはならないので、ほかの地方自治体の防犯カメラの効果等の研究も含めて、さらなる取組をよろしくお願いします。

防犯カメラを中心に話をしましたが、ハード整備だけでは不審者対策としては不十分で、文部科学省においても、学校の危機管理マニュアル等に基づいて、不審者侵入防止・対応が徹底されています。本県においても、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」に基づいて、危機管理マニュアルが策定され、その取組が推進されているようです。

マニュアルの定期的な見直しや実効性のある取組など、学校における不審者対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県の公立学校における不審者対策は、各学校が作成している危機管理マニュアルに基づき、日頃から、来校者に名札の着用を求めるとや声かけを行うことに加え、警察と連携した不審者対応の訓練などを実施しています。

教育委員会では、各学校に対し、機会を捉え、不審者対策への注意喚起を行うとともに、全ての学校の担当者を対象に、不審者対策の専門家等による研修会を開催し、マニュアルの点検や見直しにつなげています。

また、先駆的な取組を行っている学校に教員を派遣する取組も続けています。

今後も、現在の取組に加え、防犯カメラの検討なども行い、児童生徒等の安全・安心な環境の確保に向け、学校における不審者対策に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 避難訓練と同様に、定期的な不審者対応の訓練はしっかりとやっておかないと、いざというときにちゃんとした行動が取れずに意味がないものとなってしまいますので、今後も取組の推進をよろしくお願いします。

本年、複数の小学校教員による盗撮事件が起きました。安心して学べる学校環境でなければならぬのに、このような事件が発生し、学校環境の信頼が損なわれました。子供たちをどうやれば守っていけるのか。

来年12月からは、こども性暴力防止法が施行される予定となっており、性犯罪前科の確認や相談窓口設置など、その対策が検討されています。また、自治体によっては、子供の性被害を未然に防ぐことを目的とした防犯カメラの設置を行っているところもあるようです。

本県においてもその対策が急務と思いますが、過去10年間における本県教員の盗撮事案発生状況とその対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、過去10年間に教員が盗撮行為により懲戒処分を受けた事例はありません。

学校内の盗撮防止に向けた対策としまして

は、今年7月に、教室やトイレなどの定期的な点検の実施や、教員個人の私的な端末で児童生徒を撮影しないことなど、盗撮防止に向けた取組の徹底を、県立学校及び市町村教育委員会に対して通知しております。

また、11月には、全公立学校を対象とした県内一斉サービス規律強化月間において、新たな取組として、チェックリストによる「盗撮防止に係る校内点検」を追加し、実施した内容を報告するよう指示したほか、警察と連携して、校内点検の実施者向けの研修や盗撮が起きにくい環境の整備等に取り組むよう、周知しているところであります。

○今村光雄議員 愛知県の日進市では、学習用端末や教員の端末に不適切画像を検知するアプリを導入しています。これは、不適切画像や動画が撮影、保存、ダウンロードされたときに、利用者に削除を促し、学校や市教育委員会に通知され、削除された際も同様に通知されるアプリとなっており、保護者からも評価の声が上がっているようであります。本県においても、対策のさらなる研究と推進をよろしく願います。

次に、県のホームページの利便性向上について伺います。

県ホームページのトップページは、緊急情報や組織別検索等が配置されていますが、県民の皆さんが漠然とした相談、例えば「生活が苦しい」とか「事業を始めたいが補助金はあるのか」といった相談があるとき、適切な窓口にとどり着きにくいといった課題があります。

議員相談やインターネットでの検索、県庁への電話相談などで対応可能ではありますが、一人で悩みを抱えているような方もいらっしゃるのではないのでしょうか。できるだけ相談窓口を

広げ、分かりやすくすることで、そういう方々が相談しやすい環境をつくるべきだと考えます。

そこで、対話型AIチャットボットの導入を提案します。24時間対応できるため、県民の皆さんがいつでも気軽に相談できる点、電話窓口や対面窓口への訪問負担の軽減といったメリットも挙げられます。本県では、観光サイト等で既に導入し、24時間対応、多言語対応で問合せ自動化を実現しています。

同様に、県ホームページにおける総合案内としてAIチャットボットを導入するべきではないか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県ホームページを利用する方が、必要とする情報にアクセスしやすい環境づくりは大変重要であります。

このため県では、情報を取得しやすいように、県民の皆様の生活と関わりの深い項目を分野別に掲載したメニュー「県政Q&A」などにより、利用者の利便性向上に努めております。

利用者の問合せに対話形式で自動応答するチャットボットは、必要な情報の迅速かつ効率的な取得が可能となる一方、導入・維持に要する費用や、運用・改善に係る事務負担等の課題もあります。

今後も、チャットボットの活用を含め、県民の皆様に分かりやすい適切で効果的なホームページの在り方を検討してまいります。

○今村光雄議員 生成AIも日々進化していますし、ぜひ検討していただきたいと思います。できれば、県だけではなく、県内市町村も含めた情報にとどり着くものが理想的であると思いますので、研究・検討をよろしく願います。

次に、住民票添付の緩和について伺います。

別の議員からも上がっているところでありませんが、私からもお聞かせください。

県が所管し、申請等に際して住民票が添付書類として義務づけられているものがありますが、都道府県の裁量で、マイナンバーカードや住基ネットの活用で不要とできるものもあると聞いています。

住民や市町村窓口業務の負荷軽減のために、住民票添付の見直しはできないか、行政手続における住民票の写しの添付省略に向けた県の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 行政手続における住民票の写しの添付省略は、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの利用事務の順次拡大のほか、本人確認書類となるマイナンバーカードの普及などにより、国の行政機関や多くの自治体で取り組まれております。

県におきましても、現在、住民票の写しを求めている手続を洗い出した上で、省略や代替可能な手段の有無など、精査・検討を行っております。その中で、例えば、県立高校等の入学手続においては、住基ネットを活用することにより、住民票の写しの添付を省略することが可能となると判断したことから、今議会において、関係条例の改正をお願いしているところであります。

今後とも、関係部局と連携を図りながら、県民の利便性向上や行政事務の一層の効率化に向けて、さらなる検討を進めてまいります。

○今村光雄議員 次に、民生委員・児童委員について伺います。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、行政とのパイプ役として大事な役割を担っています。しかし、全国的に充足率が低下しており、その担い手不足が課題となっ

ています。

本県においても、定数2,614人に対し、10月末時点で260人以上が不足している状況です。今年12月は改選時期となっており、さらなる低下が懸念されるところであります。

国は令和6年度より担い手確保支援を開始し、本県でも担い手確保対策事業が始まっていますが、県が行う民生委員・児童委員の担い手確保や負担軽減の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 民生委員・児童委員は、地域福祉を支える上で重要な役割を担っており、担い手の確保や活動に係る負担の軽減は喫緊の課題であります。

このため県では、市町村や関係団体と連携し、県民に対して民生委員・児童委員に関する広報活動に努めており、昨年度からは、民生委員担い手確保対策事業として、タブレットの導入や民生委員・児童委員に対するICT研修など、市町村が行う担い手確保や負担軽減に係る取組を支援しております。

今後、市町村への先進事例の情報提供等により、事業の積極的な活用を促し、民生委員・児童委員の担い手確保を促進するとともに、より活動しやすい環境を整備してまいります。

○今村光雄議員 関係団体からのお話をよく聞いていただき、県としても対応できることをさらに研究していただきたいと思います。

最後に、南海トラフ巨大地震に備えた災害ボランティア活動に対する支援について伺います。

いつ発生するか分からない南海トラフ地震の対策として、被害を最小限に抑えるため、発災後の災害時ボランティア活動などの体制整備も整えておく必要があります。

本県では、行政、社会福祉協議会、NPO等が連携する宮崎県・県社協・NPO防災会議や、今年10月より始動した宮崎県災害中間支援ネットワークにより、県内外からの支援団体の受入れや活動調整、物資調達やニーズマッチングなどを担う仕組みを整備しているところでございます。こうした取組は、「いつ起きるか分からないからこそ、今から備える」という発想に立った、非常に重要な基盤づくりであると考えます。

一方で、実際の大規模災害時には、ボランティアセンターの迅速な立ち上げや、コーディネーター人材の確保・育成、平時からの訓練・啓発など、なお一層の充実が求められます。

県は災害ボランティア活動の支援についてどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 災害時のボランティア活動は、被災地の復旧・復興に向けた大きな力となるものであり、県では、市町村や社会福祉協議会、NPO等と連携し、その活動を円滑に行うための体制づくりに努めています。

具体的には、市町村が行う民間団体とのネットワーク強化の取組や、支援団体の活動調整の役割を担う災害中間支援組織が取り組む情報共有訓練等の顔の見える関係づくりに対して助成を行っております。

また、来年1月には官民連携の被災者支援について考えるフォーラムを開催し、県民の災害ボランティア活動への理解促進を図る取組を強化してまいります。

今後とも、関係機関が連携・協働し、災害ボランティア活動を効果的に展開できるよう、体制づくりやその充実に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 引き続きの取組をよろしくお願いたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。西臼杵の佐藤雅洋です。よろしくお願いたします。

師走に入って大変お忙しい中に、地元をはじめ各地から傍聴においでいただきました。ありがとうございます。また、インターネットでの傍聴もいただいております。ありがとうございます。

地元西臼杵では、夜神楽のシーズンとなりました。山々の谷間、溪谷に笛や太鼓の音が響き渡ります。西臼杵へどうぞおいでください。一声いただけましたなら、私が御案内させていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

国際社会の制止を無視して暴走する北朝鮮、台湾への圧力のみならず、現状変更のために都合のよい物語をつくり続け、我が国への領海侵犯をいまだ繰り返す中国、我が国の領土である北方四島を不法占拠し、軍事拠点化を進めるロシア、日本はこうした危険な国々に囲まれ、安全保障環境は年々厳しさを増しています。何よりもロシアによるウクライナ侵略は、私たちに自分の国を自分で守ることの大切さを再確認させました。

我が国を取り巻く安全保障環境が今後ますます厳しくなる中で、国際社会との連携・協力、防衛力の強化を進めることは大変急務であり、それは戦争を未然に防ぐ抑止力につながります。私は新しい高市政権に大変期待していま

す。

一方、足元の我が宮崎県は、悲しいかな、人口減少時代の最先端を進んでおります。本県人口は令和9年には100万人割れの見込みで、その後も長期にわたって人口減少が続く見通しとされており、この人口減少対策が本県にとって最重要の課題と考えております。

このような中、先日発表された宮崎県の令和8年度重点施策の推進方針では、今後の人口減少対策の方向性として「縮小する人口規模への「適応」」という視点が加えられるとともに、新たな取組として「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくりへの着手」が掲げられました。

まず、今後の人口減少対策の方向性として、「縮小する人口規模への「適応」」を打ち出していますが、人口減少対策にどう取り組んでいくのか、知事に伺います。

続けて、人口減少が進む中、本県の新たな発展に向けた中長期的な取組の方向性についての知事の考えを伺います。

次に、置県150年についてであります。

来年度の重点施策には、置県150年を見据えたソフト・ハードの取組も盛り込まれております。

さきの宮崎県の置県100年行事は、主な記念行事として「新ひむかづくり運動」が提唱され、総合文化公園の建設も記念事業として計画され、後に県立芸術劇場などが建設されました。また、「アイザック・スターン氏のヴァイオリンで春がきます」をキャッチフレーズとした第1回宮崎国際室内楽音楽祭が始まり、祝賀ムードが高まりましたと記録にあります。置県150年では、記念行事を含め、ソフト・ハード面での様々な取組が考えられます。

そこで、置県150年に係る取組には多額の財政負担が生じる可能性があります、どのように対応していくのか、知事に伺います。

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に転じております。また、総務省の統計によると、令和6年10月1日現在、45道府県で人口が減少する一方で、東京都と埼玉県のみが前年比で増加し、総人口の実に約3割が東京圏に集中している状況です。

東京圏への転入超過数は、東京都を中心に年間約12万人となり、しかも転入者の大半を構成しているのが、将来にわたって地域の経済を支える若者であります。

今、日本の人口は1億余りでありますが、明治時代は今の半分以下の人口でありながら、中山間地域の人口は今よりも数倍多かったのであります。

国は、いま一度、東京圏への人口の過度の集中を是正するとした地方創生の理念に立ち返り、特に、大学への就学や就職をきっかけとした若者の東京一極集中に歯止めをかけるため、国策として、次元の異なる抜本的な対策を講ずるべきだとの声は高まっています。

そこで、東京一極集中の是正に向けた全国知事会の議論の状況と、今後どのように対応していくのかについて、知事に伺います。

10月31日に、県北5町村で構成する高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定10周年を記念した、高千穂町でのシンポジウムに出席しました。認定時前から大変尽力いただいた河野知事にも出席いただき、ありがとうございました。

そのシンポジウムでは、基調講演やパネルディスカッションなどを通じ、認定から10年を振り返るとともに、先人たちが厳しい環境にも

かかわらず農林業の営みの中で綿々と守ってきた、山々の斜面を覆う棚田などの美しい景観や神楽などの伝統文化の大切さを改めて認識する機会となりました。

そこで、世界農業遺産認定から10周年を迎えた高千穂郷・椎葉山地域の伝統的な農林業や文化について、未来への継承に向けた思いや今後の展開について、知事に伺います。

今を生きる私たちにとって、後に続く子供たちの教育こそが未来への光であり、希望であります。地域にとっての高校は、地域社会を担う人材育成の拠点であり、地域存続の鍵でもあります。高校無償化を受け、公私の枠を超えて、我が県の教育をつかさどる部署が必要なのではないでしょうか。

今までのように、公立は教育委員会、私立は総合政策部だけに任せるのではなく、負担をかけるのではなく、部局横断的に担当部署を新設し、県の教育委員会と市町村の教育委員会の連携強化、地域との連携強化が、宮崎県及び中山間地域存続のために必要です。

組織のことはいろいろな検討が必要であり、難しいことも承知しておりますが、まずは現時点でできることとして、県が中心となり、公私の枠を超えて県全体の高校教育の在り方を検討することが重要ではないかと考えております。

そこで、公私の枠を超えた今後の県全体の高校教育の在り方について、知事に伺います。

宮崎県を含む全国の神楽をユネスコ無形文化遺産に登録する動きは、2028年の登録を目指して進んできましたが、先週28日、神楽がユネスコ無形文化遺産の新規提案案件に選ばれたという発表がありました。神楽の盛んな西臼杵選出の私としても、中山間地域の方々にとって勇気をもたらえる決定だと喜ばしく思っております。

先週末も、高千穂町の人気スポットであります秋元神社の夜神楽祭りに、県道諸塚高千穂線の奥にあります秋元公民館に、山内いっとく議員ファミリーと河野通博議員とともに伺いました。NHKアナウンサーや北海道松前町の職員、そして本県の文化財課をはじめ多くの方が、夜を徹して行われる神楽鑑賞に浸っておられました。

神事で高千穂神社の後藤宮司が、今回、神楽が選ばれたこと、それまでの取組の中で、参議院議員会館で高千穂町役場の興梶史慎さんが戸取の舞を舞ったこと、知事の熱い気持ち、そして多くの関係者が尽力されたことを強く語っておられました。私もそう考えるところでありませう。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた現在の状況と今後の取組について、知事に伺います。

以上を壇上からの知事への質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、縮小する人口規模への「適応」についてであります。

少子高齢化の進展により、地域社会の担い手不足が深刻さを増している中山間地域においては、日常生活に必要なサービスや集落機能をどう維持していくかという厳しい現実と直面しております。

このような中、例えば西臼杵地域においては、廃校跡地を活用し、高齢者の居場所づくりや買物支援に取り組む地域運営組織など、地元で暮らす人々が熱い思いを持って自ら課題解決に取り組む先進事例が生まれています。

また、地域の農作業を請け負う農業法人をは

はじめ、製造業や宿泊業等の担い手確保を図る「特定地域づくり事業協同組合」の設立や地域交通のデマンド化など、課題先進地ならではの工夫を凝らした官民一体の取組も進んでおります。

私は、縮小する人口規模への「適応」に向けては、中山間地域で芽吹き始めたこうした取組にこそヒントがあると考えております。この先の将来も、地域の暮らしや産業を守り抜くという強い覚悟を持って、市町村とも連携しながら、地域の取組をしっかりと支え、県民が安心して暮らせる持続可能な宮崎づくりの実現に邁進してまいります。

次に、新たな発展に向けた中長期的な取組についてであります。

深刻化する人口減少をはじめ、長引く物価高騰や国際情勢の緊迫化など、先行きの不確実性や閉塞感が高まる中、県民一人一人が将来に夢や希望を抱くことができる県づくりを進めるためには、足元の課題にしっかりと対応することはもとより、本県の未来を展望し、新たな発展をもたらす原動力を育てることが、今の県政を預かる私の使命と考えております。

このような思いで、来年度の重点施策では、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」を柱の一つに掲げたところであります。まずは、2年後に迫る国スポ・障スポに向けて、大会の成功と併せて、経済効果や関係人口の創出を図る取組を加速させてまいります。

また、世界基準の施設や受入れノウハウなど、大会レガシーを最大限に活用し、例えばテニスで新たに日本代表レベルの合宿や国際大会の開催が決まったところであり、「スポーツランドみやざき」をこうしてさらなる高みに導くとともに、国際線の拡充など、成長し続ける本

県経済の基盤となる広域交通の強化に取り組んでまいります。

さらに、8年後の置県150年という大きな節目に向けた県政の方向性を新たに示すとともに、ソフト・ハードの両面から未来志向の先駆的な取組にも着手することとしております。

これらの取組を通じて、本県の強みを生かした新たな価値を創造し、県勢をさらなるステージへと進めてまいります。

次に、置県150年への対応についてであります。

昭和58年に迎えた置県100年という大きな節目には、県民文化の一大拠点として総合文化公園の建設が打ち出され、10年を超える歳月と総額約400億円をかけ、県立図書館、芸術劇場等が順次整備されたところであります。この成果というものが、今年30周年を迎えた国際音楽祭や若山牧水賞として大きく花開いているところでありまして、人々に感動と潤いをもたらす県民共有の大切な財産となってきました。

私は、令和15年に迎える置県150年におきましても、先人が築き上げてきた地域資源や社会資本を次世代に引き継ぎ、本県の新たな発展につながるソフト・ハードの取組を進めていきたいと考えておりまして、来年度には調査・検討に着手し、市町村や民間事業者とも意見交換を行ってまいります。

このような中、特にハード整備につきましては、長い年月と多額の財政負担が生じるものと認識しておりまして、市町村との連携や、PPP、PFIの活用等による施設の集約化・複合化やコスト低減に加え、外貨を稼ぐという視点からの収益化についても、しっかりと検討してまいります。

また、第2世代交付金などの国庫支出金や交

付税措置のある有利な県債を積極的かつ計画的に活用するとともに、県内市町村をはじめ全国的にも増加しておりますふるさと納税による歳入確保にも県としてより一層力を入れるなど、取組に必要な財源確保に努めてまいります。

次に、東京一極集中についてであります。

全国知事会では、税収の偏在や行政サービスの地域間格差が顕在化していることから、東京一極集中の早急な是正が必要との声が強くなってきております。今年夏の会議におきましては、税財政に関する議論においては、この偏在是正にまさに議論が集中した、そのような状況がございました。

東京都とその他の道府県との立場の違いも生じているところでありますが、我が国全体が持続的に発展していくためには、都市部と地方部が相互に補完し合うことが重要である、その認識では一致しているところであります。

このような中、国においては、高市総理の「我が国最大の問題は人口減少である」という認識の下で、新たに人口戦略本部が内閣に設置されました。少子化対策をはじめ、地方経済の再生と成長、外国人との共生、社会保障改革など、人口減少対策を総合的に推進していく方針が示されたところであります。また、税におきましても、偏在是正についての議論もかなり高まっている状況でございます。

私としましては、このような新たな取組も含めた国の動きを追い風と捉え、子ども・若者プロジェクトによる出会い、出産、子育ての希望をかなえる支援や、若者・女性にも選ばれる宮崎づくりに向けた対策を加速化するとともに、本県知事として、そして全国知事会の責任ある立場から、東京一極集中の是正について、引き続きあらゆる機会を捉えて国に強く求めてまい

ります。

次に、世界農業遺産の継承についてであります。

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定はひとえに、先人が築き上げた山腹用水路や美しい棚田を守り、地域特有の農林業を営んできた生産者をはじめ、多くの方々の知恵や努力、そして強固なコミュニティーの結束のたまもであります。

私自身も先般の記念行事に参加して、認定当時、ローマのFAO本部に参りまして、羽織はかまを着て審査に臨んだ、審査もその後のやり取りも全て英語で行われた、その緊張感、そして認定が決まった当時の感慨、喜びというものを思い起こしたところであります。地域で活躍する生産者や郷土を愛する高校生の気持ちに触れ、その価値を再認識いたしました。改めて、世界ブランドであるこの地域の伝統的システムを何としても将来に継承しなければならないと、強い思いを抱いたところであります。

今後も、これまでの取組をさらに発展させ、地域の思いに共感する民間企業等とも協力しながら、多くの方々にこの地域のすばらしさ、魅力を知っていただく必要があると考えております。

県としましては、芽吹き始めた企業との協働活動により磨きをかけ、農林水産物等の地域資源や神楽に代表される文化、コミュニティーの魅力、活力、情熱を県内外へ発信し、関係人口の拡大につなげていくとともに、地域の方々が生産活動やそれを下支えする住民活動に安心して取り組めるよう、関係者と力を合わせ、しっかりと支援してまいります。

次に、高校教育についてであります。

県立高校は、公教育として、県民にひとしく

高校教育の機会を保障し、本県の基幹産業に必要な専門学科の学びや中山間地域の学びを支えるとともに、持続的な地域コミュニティの核としての役割が期待されております。

一方で私立高校は、建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育プログラムを提供し、多様な教育ニーズに応えております。

現在、本県の中学校卒業生数は約1万人程度で推移しておりますが、令和10年度以降は1万人を切り、その後は5年ごとに約1,000人ずつ減少する見込みであります。本県高校教育の在り方に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況にあっても、各高校が地域の学びを維持し、本県の将来を担う人材を育成する役割を果たしていくことが求められます。

このため、関係者が課題を共有し、将来を見据え、公立・私立それぞれが提供する学びや募集定員など学校の規模等について、共に協議、検討していくことが必要であると考えております。

最後に、神楽のユネスコ登録についてであります。

先月28日、国から発表がありましたとおり、我が国のユネスコ無形文化遺産の新規提案案件として、神楽が決定いたしました。

神楽のユネスコ登録は、県民の長年の悲願であり、これまで県議会をはじめ多くの関係者の方々に大きなお力添えをいただいたところでありまして、感謝の思いを新たにしているところであります。

県におきましては、平成24年度から実施した記紀編さん1300年記念事業を契機に、神楽に関する取組を本格化してまいりました。私も、熱心に取り組んでおられる神楽保存団体の皆さん

を何とか支援したいという思いで、本県から全国の関係団体に呼びかけてネットワーク化を図り、神楽の認知度向上のためのPRや国への要望活動などを行ってまいりました。

また、神楽継承・振興知事連合を立ち上げ、本県とともに共同代表を務めていただいております岩手県や島根県など34の道府県と一体となって、国会議員など関係者も巻き込みながら取組を強化しているところであります。

今回の決定は、長きにわたり誇りと情熱を持って神楽を大切に守り伝えてこられた保存団体の皆様にとって大きな励みになるとともに、未来への保存・継承に向けた取組を力強く後押しするものと期待しております。

2028年に予定されるユネスコ正式登録に向けて、さらに機運醸成を図ってまいりたいと考えておりますし、その先を見据えて、神楽を未来につないでいくため、今後とも、文化庁はもとより関係機関・団体等と連携しながら、神楽の文化的・歴史的価値の磨き上げや国内外への神楽の魅力の発信、そして、神楽を核とした地域の活性化に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。神楽の魅力の発信、神楽を核とした地域の活性化を期待いたします。

次に、行幸啓についてお聞きいたします。

天皇皇后両陛下が国スポの開会式などに御臨席されることは、国民とのつながりを考える上で大変重要な出来事であります。

最近の例では、本年9月28日から29日、第79回国民スポーツ大会に天皇皇后両陛下が御臨場されましたとあります。滋賀県への行幸啓に際し、近江神宮への幣饌料伝達などが行われたようであります。

天皇陛下の御来県の状態を見ますと、宮崎市が6回、都城市が3回、2回が延岡市、日南市、串間市、西都市、高鍋町、新富町、1回が小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、川南町、門川町であります。高千穂町は何と0回であります。

そこで、国民スポーツ大会で御来県が期待される天皇皇后両陛下の御視察において、県北地域、中でも皇室ゆかりの地である天岩戸や高千穂神社、国見ヶ丘などを訪問していただきたいと考えておりますが、このことについて、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 天皇皇后両陛下は、今年の滋賀国スポにおいて、1泊2日の御日程で、総合開会式へ御臨席されたほか、バドミントン競技を御覧になられた後、県立盲学校を御視察されております。

昭和54年の前回宮崎国体では、昭和天皇が3泊4日の御日程で、宮崎市で実施された馬術、体操、ホッケーや、新富町で実施されたウエイトリフティングなどの各競技を御覧になられたほか、天岩戸などと同じく、皇室とゆかりのある宮崎神宮や西都原古墳群などを御視察されております。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う御日程等も踏まえながら、御覧になられる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の体制でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 天皇家に大変ゆかりのある高千穂町を含む西臼杵、県北地域への行幸啓について、宮内庁への強い提案を要望いたします。

次に、農畜産業について伺います。

持続可能な水田農業を実現するには、大規模化や効率化による経営安定、スマート農業技術

の導入による省力化が不可欠と言われております。

しかし、生産者の減少や高齢化が進む中、地域の実情に合わせ、水田で何を作り、どのように省力化やコスト低減を図るのかなど、持続可能な米の生産・供給体制を構築していくには多くの課題があり、我が自民党として、9月に知事に対し、必要な施策に取り組むよう提言を行ったところであります。

我が地元西臼杵では、一つ一つの水田が1アールから5アール、1畝から5畝と小規模な棚田が多く、拡大と効率化のための農地の集約を進め、1戸当たりの耕作面積を拡大したとすれば、土手の草切り面積が何倍にもなるなど、中山間地域ならではの課題があります。

そこで、米農家の減少や遊休農地の増加など生産構造が変化する中、中山間地域の持続可能な水田農業の実現に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 食料供給基地である本県にとって、食料安全保障の基盤である水田を維持していくことは大変重要であります。

このため県では、産地交付金等を活用し、主食用米はもとより、全国屈指の畜産業や焼酎製造業を支える飼料用米や加工用米等の生産など、バランスのよい米づくりを推進しております。

また、中山間地域では、効率化や省力化のため、日本型直接支払制度等を活用しながら、水路管理の共同化や作業受託組織の育成等に取り組むとともに、防除用ドローンや自動給水装置など、スマート農業技術の導入を進めております。

今後とも、国や市町村等と連携し、中山間地

域を含め、持続可能な水田農業の実現に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 中山間地域の農業の持続は大変厳しいものがあります。実情をしっかりと調査して、現場の状況に応じた支援が必要であります。それはまだまだできていないと私は考えます。支援の充実を要望いたします。

先ほど質問しました高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産については、10周年のシンポジウムにおいて、県立五ヶ瀬中等教育学校の学生3名による、棚田を潤す山腹用水路に関する調査研究の発表も行われました。この調査研究は、本年、国土交通省主催の第27回日本水大賞の国土交通大臣賞、及び日本地理学会の2025年春季学術大会高校生ポスターセッションの最高賞である会長賞を受賞されております。

このように、次の時代を担う若い世代が、山の斜面の等高線に沿って造られた、長い歴史のある高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路に着眼し、その魅力や価値を全国に発信していただいていることに勇気をいただき、私たちがしっかりと次世代に引き継いでいかなければならないと決意を新たにしたところであります。

しかしながら、山間地域では、維持管理を担う農業者の高齢化や激甚化する降雨等による災害などで、厳しい地形条件下に位置する山腹用水路の維持管理に大変苦勞している状況にあります。

そこで、高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路の保全に県はどのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路は、100年以上の長きにわたり農業者によって守られており、棚田の景観維持や降雨時の排水機能を有するなど、地域

の営みと文化を支える上で不可欠な地域支援であります。

しかしながら、農業者の高齢化や災害等の発生により、その維持が難しくなっていると認識しております。

このため、土砂等の流入を防止する水路の蓋がけや、水路トンネルなどの整備を進めるとともに、遠隔監視設備の導入により維持管理の省力化に努めております。

また、日本型直接支払交付金により、泥上げや草刈り、簡易な補修等、地域ぐるみでの維持管理活動を支援しております。

今後とも、地域と連携し、山腹用水路の保全に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 引き続きの支援拡充をお願いいたします。

小水力発電は、太陽光や風力と異なり、天候に左右されにくいいため、安定した発電と環境負荷の低さから、今後の有効性が期待されています。国土の狭い日本において、水資源の有効活用や地域活性化、災害時のエネルギー自給率向上に貢献する可能性を秘めています。九州電力の協力や企業局の支援があれば、県内の小水力発電所の普及が進み、地域経済の活性化が図られると考えます。

そこで、市町村への小水力発電導入支援について、これまでの実績と今後の取組について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 企業局では、市町村から相談のありました小水力発電導入の候補地点につきまして、発電規模や経済性評価等の可能性調査を無償で行っております。

現在の取組を開始いたしました平成16年度以降、これまでに71地点を調査しており、日之影町の下小原発電所や大日止昂小水力発電所、高

千穂町の畑中小水力発電所など、県内9地点で発電を開始しております。

また、今年度、小型の水車発電機を開発しております民間企業と小水力発電の導入促進に関する連携協定を締結したところでありますので、このような民間企業のノウハウや技術も活用しながら、引き続き市町村の取組を後押ししてまいります。

○佐藤雅洋議員 まだまだポテンシャルのある地域を確実に見つけていただきたいと思います。

続いて、肉用牛繁殖農家の経営安定について伺います。

今年の宮崎県畜産共進会の肉用種牛の部において、高千穂地区が団体賞3連覇を達成し、先日、その祝賀会に私も参加してきました。

その中で、出品者代表の方から、「子牛価格は回復傾向にあるが、飼料価格も高止まりしており、畜産情勢は依然厳しい」との御意見がありました。このことは、「これまで子牛価格は長期にわたって低迷しており、飼料や燃料等の資材価格の高騰が続く中、直近では子牛価格が上昇しているものの、依然、肉用牛繁殖経営は厳しい状況にある」という現場の声であり、この声に応える必要があると考えています。

このような厳しい経営環境において、そういう中でも農家は北海道全協に向けて日夜努力を続けております。しっかりと勝ち抜くことが重要と考えております。さきの県の共進会では、地元高千穂地区が団体優勝し、来年のプレ全共、2年後の北海道全共に向けて、意欲は高まっております。全共ですばらしい成績を収めることも大事、今、肉用牛繁殖農家を支え続けることもとても大事であります。

そこで、肉用牛繁殖農家の現状をどのように

認識し、経営安定のためにどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 繁殖農家の現状は、生産コストの高止まりや生産基盤の縮小など、厳しい状況にあります。

このような中、農家経営の支援として、国では、全国の子牛の平均価格が直近の生産コストを反映した基準価格を下回った場合に、その差額を補填する従来の対策に加え、昨年度より、九州・沖縄などブロックごとの子牛の平均価格に応じて奨励金を交付する臨時対策が措置されています。

また、県では、稲わらなど自給飼料確保への支援や、議員御指摘の北海道全共をはじめ、農家所得に直結する和牛改良等に取り組んでおります。

さらには、全国の肉用牛主要産地と連携し、国に対して支援強化の要望を行うなど、様々な取組を通じて、農家経営の安定につなげてまいります。

○佐藤雅洋議員 今ちょうど畜産農家は稲わらの集荷を行っておられます。頑張っている皆さんに光を当て続けていただきたいと思います。

次に、森林・林業行政について伺います。

宮崎県独自の森林環境税は、国の森林環境税の導入に伴い、名称を変更する方針が示されています。

県独自の森林環境税が今まで果たした役割は大変大きいものがあると思いますが、今回名称を変更する宮崎県森林環境税について、税の目的と変更の理由を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、平成18年度に、森林（もり）づくりの基本理念等を定めた「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の施行に合わせて、県及び県民等が協働して取り

組む森林環境の保全に関する施策に必要な財源とすることを目的に、宮崎県森林環境税を導入しております。

一方、国では、令和元年度に、市町村及び県が実施する森林整備や人材育成などの財源とすることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税を導入し、令和6年度から森林環境税の課税を開始しております。

このように、県と国の税の名称が同一となったことから、混同を避け、本県の税の目的をより分かりやすく示すため、今回、条例の名称に合わせて、「宮崎県水と緑の森林づくり税」に変更することとしたものです。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。林業先進県である本県の一步進んだ森林環境保全を要望いたします。

森林の多面的な機能は、私たちの生活や地球環境にとって重要な役割を果たしています。

しかし、それでも先祖から森林を相続することを負の遺産を相続したように思う方も多岐中、森林由来のJークレジット制度は、森林所有者にとって新たな光ではないかと思えます。

そこで、森林所有者の収益として期待できる森林由来Jークレジットの活用における県の取組状況と今後の可能性について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林由来Jークレジットは、適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証し、取引するもので、購入者は、事業活動により排出するCO₂を相殺するカーボンオフセットへの活用ができ、森林所有者等の創出者は、販売収益を森林整備に活用できるため、近年、取組が広がってきております。

一方で、制度内容が複雑で専門的な知識を要

することや、審査費用の負担などの課題があるため、県では、計画書作成の支援や審査費用等の補助を行っております。

来年度から排出量取引制度が本格的に始まり、森林由来のクレジットの需要がさらに高まることが期待されることから、県としましては、引き続き活用の支援を行ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。森林所有者の収益拡大を大変期待しています。

地域再造林推進ネットワークには、造林費用の削減、森林所有者の経営意欲向上、地域林業の活性化、林業従事者の確保、持続可能な森林経営の推進といった期待が寄せられています。

再造林に関する相談対応等を行う地域再造林推進ネットワークの取組状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 地域再造林推進ネットワークは、地域ごとの実情に即して再造林を進める中心的組織として、森林組合、伐採者、造林者などで構成され、昨年6月に県内8地域に設立したものであります。

このネットワークでは、森林組合に寄せられる森林所有者からの相談対応や、伐採地情報の共有、再造林の働きかけなど、様々な取組が行われております。

これらの取組により、天然更新予定地が再造林に結びついたり、林地を手放したい相談者と購入する事業者とのマッチングが森林の集約化につながるなど、具体的な成果も出てきております。

県としましては、引き続きネットワークの周知広報を行うとともに、体制強化を図り、再造林を着実に推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 私は、森林所有者の組織であります森林組合の体制強化こそが、再造林推進

の肝であると考えます。体制強化に向けた支援を要望いたします。

近年、都市部を中心に木造ビルが増えるなど、非住宅分野における木造建築のニーズが高まっており、県では10月に、みやざき木づかい県民会議総会において、河野知事が「森の国・木の街」づくり宣言を行い、建築物の木材利用のさらなる推進に努めることを確認しました。

今後ますます県産材利用の機運が高まることを期待していますが、こうした中、先月22日、高千穂町観光協会が取り組む木造3階建ての新社屋建築の上棟式に出席してまいりました。長倉環境森林部長にも御出席いただいた上、高いところに上って、餅まき、せんぐまきを行っていただき、大変ありがとうございました。

この新たな建物は、バスターミナルのそばにあり、町民や観光客が高千穂町の歴史や文化、神話、神楽について学ぶことができる施設となるだけでなく、木材に触れることで地域の活性化とさらなる木材利用につながることを期待され、多くの方がその完成を待ち遠しく思っております。

木材を取り巻く現状を見れば、住宅着工が減少傾向にあり、我が県の森林・林業、木材産業の活性化を図っていくためには、事務所や壁や塀などの非住宅での木造建築のニーズをしっかりと捉え、県産材利用を推進していくことは急務であると言えます。

そこで、県有施設や民間の商業施設などの非住宅分野における県産材の需要拡大に、県としてどのように取り組んでいるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、アスリートタウン延岡アリーナの屋根に、木材を三角形に組み合わせて強度を高めた木造トラス

工法を採用するほか、民間施設では、御質問にありました高千穂町観光協会の木造3階建て新社屋の建築支援や、商業施設等の木造化・木質化の支援を通じ、県産材の価値や可能性を広くPRするなど、非住宅分野での需要拡大に取り組んでおります。

また、木造の設計スキルを持つ建築士を育成し、木造マイスターとして登録するとともに、その活動を後押しするため、みやざき木の建築推進協議会と連携して木造化・木質化に向けた啓発活動を推進するなど、官民一体となった取組を進めております。

今後とも、幅広い関係者等と連携しながら、非住宅分野での需要拡大に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 木造設計スキルを持つ建築士の育成、木造マイスター登録のさらなる推進を要望いたします。

山村地域の中山間地域の持続化、活性化において、商工会は、地域経済の総合的な振興を図る中核的な存在として不可欠であります。人口減少や高齢化といった深刻な課題に対し、地域事業者の経営支援から地域資源を活用したまちづくりまで、多岐にわたる役割を担います。

商工会のあり方等検討協議会での検討結果を踏まえ、地域における商工会の果たす役割について、県の認識を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会は、少子高齢化等により、商工業者数の減少等の課題に直面しております。こうした中でも、将来にわたって活力ある地域が持続できるよう、県や県商工会連合会、市町村等の関係機関で構成する「商工会のあり方等検討協議会」において対応策の検討を進めてきたところであり、先日、経営指導員の合同設置及び広域連携

による事業者支援体制の充実や組織率向上への支援等の方針を決定したところです。

商工会は、地域経済を支える中小企業、小規模事業者の最も身近な支援機関であると同時に、地域振興をはじめ様々な役割を担うなど、地域にとって欠くことのできない存在であると認識しており、引き続き、決定された方針を踏まえ、商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 特に、人口減少が進む中山間地域にとって、欠くことのできない最も身近な存在である商工会のさらなる体制強化を要望いたします。

山村地域では公共交通機関に限られ、自家用車が主要な移動手段であります。生活の足の確保のために必要なガソリンスタンドがなくなると、住民は給油のために長距離移動を強いられ、高齢者など移動制約者の生活に深刻な影響を及ぼします。さらには、農業機械や林業機械など、産業活動に必要な燃料の供給拠点として機能します。また、地域内での消費を喚起し、にぎわいを創出する役割も担います。

灯油の安定供給、暖房などに不可欠な灯油の配送も、ガソリンスタンドが担う重要な役割であります。災害時の拠点機能として、多くのガソリンスタンドは、停電時でも自家発電設備などで燃料供給を続けられる住民拠点SSとして整備されており、災害時の最後のとりでとなります。これにより、緊急車両や被災住民への燃料供給が可能となり、地域のレジリエンス（災害対応力）強化に貢献します。

近年では、宅配ボックスの設置や特産品の販売など、多様な生活関連機能、公益機能を集積する小さな拠点としての役割も期待されています。全国的にガソリンスタンドの減少、SS過

疎地問題が進行しており、山村地域では、経営難、後継者不足、設備の老朽化などが深刻な課題となっております。

そこで、ガソリンスタンドは、人口減少が進む地域や中山間地域にとってはなくてはならない存在であると考えますが、県内のガソリンスタンド数の状況と、ガソリンスタンドに対する県の支援について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 経済産業省資源エネルギー庁の集計によりますと、令和6年度末現在の本県のガソリンスタンドの数は431か所で、平成26年度末の537か所と比較し、106か所減少しております。

また、各市町村の状況は、令和6年度末現在でガソリンスタンドがゼロまたは1か所の市町村はありませんが、西米良村と諸塚村が2か所、綾町、木城町及び椎葉村が3か所となっております。

県では、県内事業者に対し、商工会等を通じた経営支援のほか、経営安定化等に向けた資金繰り支援や事業承継支援など様々な取組を進めておりますが、中山間地域などにとって重要な生活インフラであるガソリンスタンドにつきましても、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 中山間地域のガソリンスタンドが決してゼロになることがないように、対策支援を要望いたします。

10月10日から「あそちほ号」運行が開始されました。あそちほ号は、熊本県阿蘇地域と宮崎県高千穂町を結ぶ、産交バスの新しい直通バス路線の愛称です。両観光地間の移動利便性が向上しました。西臼杵地域へのインバウンドを含む観光客の増加が期待され、特に本県唯一のス

スキー場である五ヶ瀬ハイランドスキー場への誘客も期待されております。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、九州地方の冬季レジャー拠点であると言われております。それは、地域の観光振興、そして自然の恵みを生かしたレクリエーションの場であることなどが挙げられます。日本最南端に位置するスキー場として、九州地方の人々がスキーやスノーボードを楽しむ機会を提供しています。

グレンデに訪れる観光客は、宿泊施設や周辺の飲食店などを利用するため、地域の活性化にも貢献しています。標高が高く、天然雪に恵まれます。晴天時には長崎の雲仙まで見えることもあります。自然を体感できる場所として価値があります。台風災害のため3シーズンぶりの営業再開後も多くの来場者が訪れており、一定の集客力があることが示されています。五ヶ瀬ハイランドスキー場は、九州地方の冬季レジャーを支え、地域経済にも貢献している必要不可欠な存在であります。

そこで、五ヶ瀬ハイランドスキー場について、阿蘇と高千穂を結ぶあそちほ号の運行開始などを踏まえ、県としてどのように誘客に取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 五ヶ瀬ハイランドスキー場は、南国イメージの強い本県にあって、雪遊びが楽しめる大変貴重な観光資源であります。

県では、国内外の観光プロモーションを強化しており、その中で五ヶ瀬ハイランドスキー場についても、県公式観光サイトやSNS等を活用した情報発信に取り組んでおります。

また、本県への旅行者が増加している台湾では、雪になじみがなく、先日の現地旅行会社訪

問においてスキー場のPR素材を提供したところ、強い関心を示されたところです。

台湾は、熊本空港における台湾線の増便や、あそちほ号の運行開始もあり、熊本から本県への周遊も期待される市場でありますので、スキー場を含めたプロモーションを行い、本県への誘客拡大に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 南国宮崎でありながら唯一のスキー場であり、日本最南端のスキー場です。大変貴重な観光資源への継続支援をよろしくお願いいたします。

次に、県土行政について伺います。

先日、東北大学と企業が道路附属物の老朽化に関する住民アンケート結果を公表しました。その中で私が注目した道路施設は、街路樹と区画線であります。全国では、老木化した街路樹による倒木の事故が発生しており、このような事故を起こさないためには適切な対応が必要です。また、区画線も消えていると、雨天時や夜間など非常に見えづらくなり、交通安全上、大変危険であります。

そこで、道路施設のうち、老木化した街路樹や視認性が低下した区画線が見受けられますが、把握の方法と対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、職員による道路パトロールや、民間委託による巡視、定期点検などを行い、日頃から、道路施設の異状箇所の早期発見と事故防止に努めているところです。

街路樹につきましては、年間委託した専門業者が管理しており、老木化が進行して倒木や枝の落下が懸念されるものについては、剪定や伐採、植え替えなどの対応を行っております。

また、区画線につきましては、通行車両の安

全を確保するため、交差点周辺やカーブ区間などを中心に優先順位を定めて、順次更新を行っているところです。

引き続き、道路施設の適切な維持管理に努め、利用者の安全確保に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。安全確保をよろしく願いいたします。

県道210号宇納間日之影線は、宮崎県東臼杵郡美郷町から西臼杵郡日之影町に至る一般県道で、地域住民の命の道であります。九州中央自動車道との接続にも、関係者をはじめ、町内外の住民から大きな期待が寄せられています。

この地域、岩井川、分城、さらには宇納間地域の住民にとってなくてはならない道路であります。県道宇納間日之影線における西臼杵管内の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道宇納間日之影線は、美郷町北郷と日之影町七折を南北に結び、林業などの産業振興や地域住民の生活を支える重要な路線です。

本路線は、見通しが悪く、離合が困難な箇所が多数あることから、部分的な拡幅や待避所の整備などを進めており、平成27年度から中尾下工区として4か所の拡幅工事を行い、今年7月に完成しております。

引き続き、令和5年度から糸平下工区として約75メートルの区間の整備に着手しており、今年4月に用地の取得が完了し、10月より拡幅工事を行っているところです。

今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 早期整備を要望いたします。

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化は著し

いものがありますが、我が国の治安をめぐる情勢も近年、目まぐるしく変化を続けています。

SNSが目覚ましい普及が見られ、また、人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻るなど、国内外を問わず人と人との交流が活発化しております。

そのような中、地方の独り暮らしの高齢者を狙った犯罪が多発しているようであり、子や孫は都会に出て、すぐに頼れる者、相談できる者のいない高齢者を含む県民を犯罪から守り、安心して暮らせるような環境づくり、情報の共有、広報、啓発が重要だと考えます。

そこで、県内における匿名・流動型犯罪グループの実態と犯罪に向けた対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 近年、特殊詐欺等の組織的犯罪は、SNSや求人サイト等での都度募集した実行犯を使い捨てにしつつ、犯罪の収益の大部分を匿名化された中核的な人物が吸い上げる構造となっており、警察では、これを匿名・流動型犯罪グループというふうに呼称しております。

被害の面を見ますと、近年は投資や出会い名目で金をだまし取る手口も見られるなど、中年層、若年層が被害者となる事件もありますけれども、御指摘のとおり、依然として高齢者の方の被害の事件も発生しているところでございます。

警察としては、引き続き、情報収集を強化し、関係都道府県と連携して中核的人物やその組織の活動実態の解明を図るとともに、総力を挙げて、これらの壊滅に向けた検挙対策を推進してまいります。御指摘のとおり、関係機関と連携を図りながら、高齢者等が特殊詐欺等の被害に遭わない抑止対策も併せて推進してまい

ります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。安心・安全な宮崎県づくりをよろしく願いいたします。

ここ数日、熊の話をあまり聞かなくなりましたが、熊も冬眠に入ったのではないかと思います。しかし、九州では、冬眠をせず悪事を続ける鹿やイノシシが農林業者を困らせています。

さらに先月、イノシシによる死亡事故が発生しました。熊本との県境で猟友会の方数名で追っていたイノシシに後ろから襲われ、太ももの動脈を切られ、出血多量でベテランの猟師が残念ながら亡くなりました。大変なことであります。白毛の大きな雄イノシシだったとのことです。まだ山中にそのイノシシは存在しています。雄は鋭い牙で肉を切り裂き、雌は牙がありませんが、上に乗り、かみつき、骨をかみ砕き、手足や指を食べるとのことです。

私は、我が県でも猟友会の皆さんが警察や自衛隊と連携することが今後必要だと考えております。このことは次回の質問とし、今回質問はしませんが、我が宮崎県は今後の対策を他県に先駆けて行う必要があると考えますので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。

初めに、お忙しい中、傍聴に来ていただきました皆様、またインターネットを御覧になっている皆様に厚く御礼申し上げます。

通告に従い、順次質問させていただきますので、知事をはじめ、関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

本題の前に、公明党は先月17日に61回目の結党記念日を迎えました。結党以来、野党であっても与党であっても、「大衆とともに」の立党精神のままに、生活現場から政策を立案し、福祉や教育、環境などの各分野で政治を大きく切り開いてまいりました。

そして、今年10月、自公連立に区切りをつけて野党になりましたが、今後とも公明党は、是々非々の立場で国民生活の向上につながる予算や法律、政策の実現には協力し、懸念のある政策はただし、建設的な議論、合意形成をリードしていくとの声明を先月発表いたしました。

本県においても、チーム3000のネットワークを生かしながら、一人の声、小さな声を地方議会で反映させていくことをお誓い申し上げて、質問に入らせていただきます。

初めに、令和8年度当初予算の編成について伺います。

財政課より頂いた資料の「予算編成の基本的な考え方のまとめ」に、「令和8年度当初予算の編成に当たっては、財政健全化指針に基づき、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策に的確に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと新たな成長活力の創出に向けた施策を積極的に展開する」とありましたが、具体的に本県が抱える課題に的確に対応するため、令和8年度当初予算編成方針のポイントについて

て、知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

令和8年度当初予算編成におきましては、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」をはじめとする重点施策の推進に向け、既存の基金はもとより、地方創生のため国が大きく拡充いたしました、いわゆる第2世代交付金の積極的な活用を改めて明示したところであります。

また、国スポのレガシーを最大限活用した地域振興や国際線の拡充、そして、置県150年を見据えた取組など、未来志向の新たな発展、さらなる経済成長に向けた取組に対し、私の判断で別途財源を措置することとしております。

さらに、現在の社会情勢を踏まえ、物価高騰や県庁の生産性向上にも引き続き対応するとともに、米国関税措置や抜本的な税制改正等により、県内事業者の深刻な経営難や大幅な歳入減が生じるなど、万が一、経済財政への著しい影響が顕在化した場合には、必要な支援策の構築や歳入規模に応じた事業費圧縮など、別途、予算上の措置を機動的に講じることとしております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

定例議会開会日の知事提案説明において、政権の枠組み、政策面で国政が大きく動く中、物価高対策の裏づけとなる補正予算については、地方が地域の実情に応じた経済対策を機動的に講じることができるよう、重点支援地方交付金や地方財政措置などを追加・拡充することなど、国へ強く求めていく必要があると述べられました。

その上で、先月は5回にわたり上京され、全

国知事会地方税財政常任委員長として、政府関係者や各党の政調会長らに要請活動を行われたと伺いましたが、では具体的に、地方税財源の確保のため、全国知事会税財政常任委員長としてどのような要請を行ってこられたのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方が重要課題に対応しつつ、安定的な行財政運営を行っていく中で、地方税財源の確保は極めて重要だと考えております。

このため、国の総合経済対策に対しましては、地方が物価高対策等を機動的に講じるための重点支援地方交付金の拡充や地方交付税の追加交付、国土強靱化対策等の予算確保などの要請を行ったところでありまして、先日閣議決定された経済対策には、これらの内容がしっかりと盛り込まれたところであります。

また、令和8年度予算に対しましては、物価高を反映した委託料等の高騰や給与改定に伴う人件費の増などに加え、人口減少対策や地方創生、インフラ等の老朽化対策といった重要課題への対応に必要な地方一般財源総額の増額確保・充実等の要望と併せて、減税については、代替財源を確実に確保するなど、国として丁寧に議論していただくことを強く求めております。

年末に向けて、今まさに令和8年度の税制改正や地方財政の議論が進んでいるところであります。税制改正でいうと、自動車関係税の見直しの年にもなっておりまして、これは地方税収にも大きく影響が及んでくるところで、注視しております。引き続き、国の動向を注視しながら、政府・与野党に対し、地方税財源の確実な確保を要請してまいります。

○重松幸次郎議員 分かりました。引き続き、

予算の確保に尽力していただきたいと思います。

一方で、いわゆるガソリン暫定税率の廃止について合意がなされましたが、その代替財源の確保は、地方の道路の維持管理や災害時の復旧財源として極めて重要であることを、9月の代表質問でも確認させていただきました。

私も10月に行われました公明党全国代表者協議会において、地方の極めて重要な財源であり、減税の検討に当たっては、将来世代の負担にならないように慎重に責任を持って議論を進めていただきたい旨、斉藤代表や西田幹事長に申入れをさせていただきました。西田幹事長からは、野党の立場でも責任ある議論をリードしていくということを約束されました。

次からの質問は、毎年行っております我が党の政策要望懇談会での経済・福祉団体からの要望事項の中から質問させていただきます。

初めに、宮崎県商工会議所連合会様からの要望事項の中で、日本遺産フェスティバルと南九州の古墳文化遺産登録について伺います。

先月、宮崎県議会文化芸術振興会の有志で、県西地区、都城市、えびの市と高原町をメインに、歴史や文化財等の調査に参りました。

都城市内の郡元西原遺跡や大島畠田遺跡は、いずれも9世紀中頃から15世紀の重要遺跡であり、また、えびの市内の島内地下式横穴墓群は、5世紀初めから7世紀前半に造られたお墓であり、ともに当時の有力者の暮らしぶりが推察されることを知りました。

さて、話を戻しまして、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町などで構成されている「日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会」という団体があることを初めて知りました。西都原、生目、新田原、持田の古墳群と蓮ヶ池横穴群など20か

所の文化財で構成され、それらを保存・活用し、その魅力発信に努めることは重要だと感じました。文化財資源の保護と地域振興の取組は重要です。改めて県議会文化芸術振興会で訪問調査をさせていただきます。

それはさておき、本県でもビッグニュースが飛び込んでまいりました。本年10月に倉敷市で開催された日本遺産フェスティバルが終了し、何といよいよ来年の11月7日、8日に宮崎開催が正式に発表されました。

初めに、日本遺産とはどのようなものなのか、また、本県の日本遺産はどのようなものなのか、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 日本遺産は、地域活性化を図るために、地域の文化財と地域で受け継がれている伝承・風習などを踏まえたストーリーをパッケージ化した取組を認定するものであり、現在、全国で104の日本遺産が文化庁により認定されております。

本県では、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町の2市2町に所在する古墳群が古墳時代当時の景観を残しており、それぞれを巡り、出土した美しい装飾品や埴輪などを鑑賞することで、当時の生活文化や栄枯盛衰を繰り返した豪族たちの生きざまを時代を超えてリアルに感じられる地域として、平成30年度に認定されております。

○重松幸次郎議員 分かりました。あわせて、令和8年度に宮崎県で開催される日本遺産フェスティバルに向けた県の機運醸成と支援協力について、再度、日隈副知事にお伺いします。

○副知事（日隈俊郎君） お尋ねの日本遺産フェスティバルでございますが、全国各地の歴史や文化を身近に感じ、親しんでいただくため、認定を受けた自治体が毎年持ち回りで開催

してありまして、来年11月7日、8日に、シーガイアコンベンションセンターをメイン会場として、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町にサテライト会場を設け、開催することとなっております。

現在、県と2市2町で「日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会」を設置し、日本遺産の内容やフェスティバルに関する情報発信を行っているところであります。引き続き、開催に向け、国内外へ日本遺産とフェスティバルの周知を図り、機運を高めてまいります。

フェスティバル当日は、全国104の日本遺産を紹介するワークショップや、南国宮崎の古墳景観を満喫できる周遊ツアー、地元特産品の販売などを予定しているところであります。

フェスティバルの開催により、本県の観光振興、そして地域活性化が図られるよう、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 県議会文化芸術振興会でも全力で応援し、大成功を期待しております。

さて、次は、日本一プロジェクトの中から1点だけ質問いたしますが、グリーン成長プロジェクトの柱、再生林の支援は重要です。

杉素材生産量34年連続日本一、製材品出荷量全国2位、林業産出額は全国4位と、全国有数の林業県であります。一方で、再生林率は7割にとどまり、再生林の推進による循環型林業の確立が必要です。そのため、官民が一体となって再生林に取り組む宮崎モデルが進められてきました。

そこで、国、県からの補助に上乗せする事業として、令和6年9月から、県11%、市町村11%、現在の補助金と合わせて90%の補助を実施したことで、林業事業者にとっては経営意欲が高まり、新規参入や担い手確保に大きく貢献

してありますが、2か年計画で終わらせないよう事業者から声をいただいております。

そこで、この機運醸成、また事業継続はますます重要であります。再生林率向上強化対策事業の来年度以降の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再生林率向上強化対策事業につきましては、令和6年度は、事業の準備期間を経て、9月以降の再生林の補助申請を対象としたことから、通常、申請のほとんどを占める6月の申請は対象に含まれておりませんでした。

今年度から対象となった6月申請分の補助面積は1,780ヘクタールで、昨年6月申請分の1,663ヘクタールより117ヘクタール増加していることから、再生林の推進に資する事業であると認識しております。

当事業の来年度以降の事業継続については、関係団体や市町村から多くの要望を受けており、県としましても、再生林率日本一の達成に向け、効果的な事業であることも踏まえ、検討してまいります。

○重松幸次郎議員 豊かな水と緑に恵まれた郷土を後世に引き継ぎ、災害防止や水産業の振興にも資する森林の育成、持続可能な環境社会づくりのため、継続支援をお願いいたします。

次は、宮崎県トラック協会様からの政策要望の中から質問いたします。

先ほどの森林・林業の振興に関連して、全国に先駆け主伐期を迎えた日本一の杉生産県ですが、原木輸送事業者の過積載運行について、県警から注意を受けているとのことでした。

そこで、木材輸送など輸送事業者への過積載の取締り状況について、警察本部長に伺いま

す。

○警察本部長（高井良浩君） 積載物の重量制限を超えた車両を運転する行為は、道路交通法で過積載として禁止されております。

その検挙状況について申し上げますと、昨年、令和6年が30件、本年は10月末までに10件を検挙しております。これら40件のうち、31件が木材を積載した車両でありました。

警察といたしましては、引き続き、関係機関と連携して、適正な取締りを行ってまいります。

○重松幸次郎議員 御答弁ありがとうございます。警察本部長におかれましては、ようこそ宮崎県にお越しくださいました。昨日も所信をお伺いしましたが、宮崎県内の治安維持と、県民の安心・安全を守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本題に戻りますが、先ほどの原木輸送事業者の過積載運行について、万一、トラックが横転する事故が起きると大惨事になることは予想されます。

そこで、木材輸送における過積載運行を防止するため、県はどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 木材輸送における過積載運行の防止は、交通安全の確保はもとより、林業・木材産業の信頼性向上の観点からも大変重要であります。

このため県では、一昨年、林業・木材産業の関係団体と宮崎県トラック協会で構成する「ひなたのみやざき材流通対策連絡会議」を設立し、木材輸送の安全運行について、情報交換や助言を行っております。

また、同会議と連携し、過積載防止を呼びかけるポスター等の作成・配布や、運行時におけ

る過積載防止の徹底について原木出荷者等へ文書を発出するなど、啓発・指導を行っているところです。

今後とも、関係機関や団体と連携しながら、適正な木材輸送が行われるよう取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 様々な安全対策への指導と御支援をお願いいたします。

また、大消費地から遠隔地にある本県にとって、長距離運送の長時間労働を抑制し、労働時間改善や環境負荷の軽減に向けたモーダルシフトの対策として、フェリー利用等への支援の声をいただいております。

では、フェリー、RORO船を利用するトラック運送事業者に対する県の支援について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） トラックドライバーの担い手不足や労働時間の上限規制等により、輸送能力の逼迫が懸念される中で、本県の物流を持続可能なものにするためには、ドライバーの長時間労働の解消や物流効率化に寄与する海上輸送等へのモーダルシフトを進めることが大変重要であります。

このため県では、トラック運送事業者に対し、フェリーやRORO船を利用した新規輸送ルートの構築を支援するほか、本県港湾を利用するための高速道路利用料の補助や海上輸送量の増加に応じた補助を行うなど、モーダルシフトを推進するための取組を進めております。

県といたしましては、引き続き、トラック協会とも連携を図りながら、トラック運送事業者によるフェリーやRORO船の利用促進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 同じく、海上モーダルシフトの推進に当たり、2024年問題への対応やドラ

イバー不足の観点から、有人貨物トラックから運転席のキャビン部分と荷物を載せるシャシー部分を分けて、シャシー輸送への転換が加速される傾向です。

そこで、細島港と宮崎港におけるシャシー待機場等の整備について、取組状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） モーダルシフトの進展により、RORO船等によるシャシー輸送は今後ますます増加すると見込まれており、円滑な荷役のためには、シャシー待機場の確保が求められます。

このため細島港では、国が整備しているRORO船専用岸壁の背後に、新たに約2ヘクタールの待機場を整備することとしております。

また、宮崎港では、東地区分譲地の利用を想定して、利活用促進のため、7月に貸付制度を導入したところです。

今後とも、モーダルシフトに対応するため、利用者の意見を伺いながら、シャシー待機場の確保など港湾機能の強化に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

宮崎港に関連して2問、問わせていただきます。

県商工会議所連合会様からの要望に、「宮崎港は農畜産物等を消費地に輸送する神戸航路の維持や、航路等に砂が堆積しやすい海象・地形条件、旅客ターミナル及び官公庁施設の老朽化への対策が急がれる。また、りんかいひなた橋や宮崎駅東通線等、アクセス面の進みつつある、みなと緑地を活用したにぎわい空間の創出も今後の課題です」とありました。

そこで、宮崎港における南防波堤の整備と港

のにぎわい創出に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港は、本県の物流拠点や海の玄関口として、重要な役割を担っております。

南防波堤については、船舶の航行安全を確保するため、現在、国において、津波に対する粘り強い構造とするための補強工事を行っていると同っております。

また、にぎわい創出については、昨年供用した「りんかいひなた橋」や宮崎駅と宮崎港を結ぶ市道の開通効果も見据え、官民連携による「みなと緑地PPP」を活用した緑地のリニューアルなどの検討を行っているところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら、南防波堤の整備促進と港のにぎわい創出に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 整備促進をよろしくお伺いいたします。

さて、宮崎港では、水深や岸壁の長さの構造上、3万トン級以内の船しか接岸できません。したがって、細島港や油津港のような5万、10万トン級以上のクルーズ船は入港できませんが、一方で、クルーズ船のグレードは、船体が小さくなるほど高くなることを御存じでしょうか。

そのグレードは、クルーズ船の種類によって、10万トン級の大型船をカジュアル、中型クラスをプレミアム、小型クラスをラグジュアリー、そして、さらに1万トン以内の最上級クラスをブティックと言います。ブティックというのは、コンセプトを重視する究極のプライベートサービスという意味でございます。

その4種類のクラスに分かれますが、クルー

ズ旅行の需要が日本で過去最高にまで高まる中、趣旨確認で知りましたが、来年3月、宮崎港にフランス船籍の「ル・ソリアル」が入港すると知りました。総トン数約1万トン、乗客定員264名ですので、まさに最上級クラスです。

いよいよ宮崎港に初の外国クルーズ船が参りますが、宮崎港における外国クルーズ船誘致の取組と成果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 外国クルーズ船誘致は、経済効果も大きく、本県インバウンド対策の重要な取組の一つです。

コロナ禍後、全国では、ラグジュアリー船と呼ばれる富裕層向けの小型クルーズ船の寄港が増加しており、県では、外国クルーズ船の寄港実績がない宮崎港についても、新たな寄港先の候補としてPRを強化してまいりました。

そのような取組の成果もあり、来年3月には宮崎港において初となる外国クルーズ船の寄港が決定し、5月までに合わせて4回の寄港が予定されております。

今年10月には、今回寄港するフランスの船会社の責任者と私も直接お会いして意見交換し、本県が誇る豊かな食や、各港湾のそれぞれの圏域に優れた観光地があることなどが宮崎の強みであると評価いただいたところであります。

宮崎港では、今回外国クルーズ船の初寄港となりますことから、地元自治体である宮崎市とともに万全の態勢で受入れを行い、今後のさらなる寄港につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 本当にすばらしいことだと思います。また、ロマンを感じます。きっと乗船される皆さんは、洗練された文化、教育、マナー、社交性など、複数の要素が絡み合った社会的な階層、ハイソサエティーな方々ですの

で、宮崎の魅力を存分に伝えていただきたいと思っております。

会議所様の要望で、冒頭に述べました旅客ターミナル及び官公庁施設の老朽化に対応するため、合同庁舎の建設において、プロポーザル方式による民間企業を誘致していただきたいと考えます。

乗客を快適に迎え受けできるフェリーターミナル、港湾の管理運営をつかさどる港湾事務所及び関係事業団、安全管理の警察や警備企業、また県産品に限定したレストランや物産品売店、そして入港検疫などの機能をトータルで完結できる庁舎が必要だと考えます。それがありませんと、宮崎港やマリナー、フェニックスリゾートやアミノバイタル施設等と連携して、宮崎中心部の観光振興に大いに期待できますので、ぜひとも知事のリードで御検討をお願いいたします。

次に、宮崎県土地家屋調査士会様からの要望で、狹隘道路の解消について要望をいただきました。

国土交通省のホームページから引用させていただきますが、

建築基準法においては、市街地環境等の確保を図る観点から都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないこととされています。

一方で、建築基準法の施行に伴う救済措置として、昭和25年に建築基準法が施行された際に存在していた幅員4m未満の道で特定行政庁が指定したものについても、いわゆる「2項道路」として建築基準法上の道路と位置づけられました。

2項道路については、沿道建築物の更新時

に道路とみなす境界を敷地側にセットバックすることで4 m以上の幅員を確保するものとされておりませんが、更新の停滞等により4 mの幅員が確保されない、いわゆる「狭あい道路」として存在しております。

狭あい道路及びその周辺においては、災害時の避難路（救急車や消防自動車の乗り入れ困難）としての防災上の課題、当該道路に面した建築物が得られる日照や通風等の衛生上の課題等が発生しうるため、平成20年には建築基準法施行規則を改正し、指定道路図や指定道路調書の整備に係る規定を追加することで、狭あい道路対策にも資する道路情報の整備を促進しています。

狭あい道路の拡幅整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題であり、SDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の達成にも寄与するものであります。

とありました。

しかしながら、敷地のセットバックには地権者が絡むため、なかなか解消するには至っておりません。

では、建築基準法で義務づけられた道路の後退を土地所有者に適切に行ってもらうため、県としてはどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 建築基準法で義務づけられた道路後退は、火災や救命時の緊急車両の円滑な通行を確保し、安全な市街地を形成する上で大変重要であります。

このため県では、道路後退が必要となる路線をホームページで公開するほか、建て替え等で土地所有者から建築確認申請があった際には、現地立会いで確定した位置に県支給のくいやプ

レートの設置を確認することで、後退位置の明確化を図っております。

さらに、後退範囲で工作物が設置された場合などには、土地所有者に対し、撤去の指導等を行っております。

○重松幸次郎議員 あわせて、調査士会さんからの「特定行政庁である宮崎市、都城市、延岡市、日向市の4市以外の県の管轄する区域では、県が2項道路の沿道建築物の更新時に後退幅を決めて、それを完結する義務があります」という要望であります。

そこで、4市では後退部分を公共用地として管理できる取組を行っていますが、その他の市町においても同様の取組がなされるよう県が支援する考えはないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 後退する部分を公共用地として管理する取組としては、後退する土地を分筆して寄附していただく場合、国の補助制度等を活用して、測量や登記費用等を負担する取組が一部の市町で行われております。

このような中、県では、狭隘道路の解消に向けた取組の促進を図るため、国が昨年3月に策定したガイドラインを市町に周知しているところです。

さらに今後は、国の補助制度の内容や県内事例を含めた説明会を開催し、市町の理解を深めるとともに、個別の相談に応じるなどの支援を行ってまいります。

引き続き、安全な市街地が形成されるよう、市町と連携して狭隘道路の解消に向けた取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 ぜひ各市町村とも連携してお願いいたします。

先月発生した大分県佐賀関の火災の原因は、空き家が多かったことによる初期消火が進まなかったことと、道路の幅が狭く緊急車両が通行を阻まれて、消火活動が難航したと見られております。改めて大分市佐賀関の皆様にお見舞いを申し上げます。

南海トラフ地震が迫っている本県にとって、狭隘道路の解消は一刻を争う課題だと考えますので、対応をよろしくお願いいたします。

先月11日に、経済団体の政策要望書を届けに、私と県幹事長と工藤県議と3名で、斉藤鉄夫代表をはじめ、九州選出の国会議員を訪ねてまいりました。

その日の午後、少し時間に余裕がありましたので、ちょうどタイミングで国会での衆議院予算委員会を傍聴することができました。

その日は我が党の岡本三成政調会長の質問があり、政府系ファンドの創設や物価高対策、そして奨学金の返済を企業が肩代わりする代理返還制度の普及促進を、文部科学省だけではなく、経済産業省の赤澤大臣に要請されている内容でした。

その奨学金の返済についてですが、通常の奨学金返済は、企業が返済金額の補助を給与に上乗せして返還しておりますが、そうしますと収入とみなされまして、所得税が増えたり社会保障費が加算されて手取りが減ることもありますが、この代理返還は、従業員自身が給与の上乗せ分から返還する方式とは異なり、企業が直接支払いをするために、支援額の所得税は非課税となり、また社会保険料が増えず、手取りが減らないメリットがあります。

また企業側は、返還額を損金算入でき、法人税の課税対象所得が軽減されるほか、一定条件を満たせば税額控除も可能になります。

よって、福利厚生の実施により、企業価値の向上や人材の確保、雇用の安定といった効果も見込めます。

そこで、日本学生支援機構の奨学金代理返還制度について、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県内企業に就職する若者の奨学金返還を支援することは、本県の将来を担う産業人材の確保・定着につながるため、県では、企業と一体となって、支援金を若者に直接補助する制度を構築しています。

この制度に参画する企業も増加しており、また、多くの市町村が独自の制度を設けるなど、支援の取組が広がっています。

一方、日本学生支援機構の奨学金代理返還制度は、企業等が従業員に代わって返還を行うものであり、企業側にとっても税制上の優遇措置があるなど、新たな仕組みとして活用が進んできております。

これら様々な選択肢を企業や若者に提示することは、県内への就職を促進する上で大変重要であるため、関係機関等と連携しながら、制度の周知に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 おっしゃるとおりですね。学生の約半数が奨学金を活用し、その返済で手取りが少なく、その影響で婚期が遅れたり、また生活設計が見通せなくなることを解消するため、代理返還の周知が大切であると考えますので、よろしく願いいたします。

次は、福祉保健部、病院局について伺います。

先月5日に、県立宮崎病院のグランドオープン式典に招いていただき、来賓挨拶をさせていただきました。

令和元年5月より新病院の再整備の本体建設

がスタートし、令和4年1月に新病院が開院しました。鉄骨造、地上8階建て、延べ床面積約4万7,000平米、外来駐車場は約430台に拡充し、令和7年8月に再整備が完了しました。

宮崎県の高度急性期医療の施設として、許可病床数502床を有し、今年4月15日時点で、医師数106名、看護師等518名などの合計753名の陣容で、宮崎県央をはじめ県下全域の県民の健康と命を守り、また、次世代の医師・看護師等の医療従事者の育成と医療の進化に資する重要な拠点病院として日夜励んでおられますが、一方で、病院事業においては、がん医療機能の高度化、IMRT（高度な放射線治療）の導入等の設備に投資し、他方では資材の物価高騰と医師・看護師等確保のための処遇改善等がかさみ、厳しい経営状況の中ではありますが、令和12年度の純損益黒字化を目標に、県庁部局横断し、総力を挙げて取り組んでいるというふうに申し上げました。

そこで、グランドオープンを迎えた県立宮崎病院が今後どのように進んでいくのか、知事に思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院では、このたびの再整備事業により、基幹災害拠点機能をはじめ、高度急性期医療や救急医療、がん治療など、さらなる充実が図られたところであります。

現在の県内医療は、人口減少や高齢化などにより、医療圏域内の患者数や重症症例が減少するとともに、病院経営においても、高騰する人件費や医薬品等の費用を診療報酬で賄えないなど、極めて厳しい状況にあるものと考えております。

このため、診療報酬の見直しの必要性については、国に対し強く訴える一方で、県として

は、医療圏全体で機能分化を進めながら、県立病院としても、医療需要に応じた規模・機能の適正化と安定的な医療の提供を図る必要があると考えております。

県立宮崎病院は、大正10年の開設以来、100年以上にわたり県民の命と暮らしを支えてきた、県立病院事業の中心となる全県レベルの中核病院であります。

今後とも、地域の医療機関との連携を一層強化するとともに、さらに踏み込んだ経営改善を図り、次の100年を見据え、宮崎の未来を担う医療の要として、責任を持って運営してまいります。

○重松幸次郎議員 県民の安心・安全のために、県議会としてもサポートを続けてまいりたいです。

式典の後に、「持続可能な医療提供体制を目指して」と題し、コンサルティング会社、株式会社日本経営の角谷部長の講演がありました。

総論としては、人口動態の影響による医療介護の供給力の縮小、高齢者人口と生産年齢人口のバランスから医療介護は需要が増えるが、その需要の抑制と供給力のアップに各産業が向き合っていく時代に進むとの内容でありました。

そこで、持続可能な医療提供体制の確保に向けた県の考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢化に伴う医療需要の変化や人手不足など、医療を取り巻く環境の厳しさが増す中、持続可能な医療提供体制を確保するためには、医療機能の分化・連携や、医療機関の再編・統合など、地域の実情に応じて様々な角度からのアプローチが必要であると考えております。

現在、国において、2040年頃を見据えた「新

たな地域医療構想」の検討が行われており、高齢者救急機能や在宅医療等連携機能など、地域ごとに医療機関の役割分担を明確化する方向性が示されております。

県としましては、これらの方向性を基に、地域医療構想調整会議における議論を促進し、県民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 機能の集約、統合、経営安定への道筋を伺いました。ここでもスマートシュリンク、賢く縮みながら機能を高度化・進化させる、その内容が重要だと感じました。

次に、宮崎県精神福祉連合会様からの要望です。

初めに御礼を申し上げます。数年前の私や複数の議員の皆様からの精神障がい者への医療費助成についての質問が実り、本年度より1級の障害手帳を持っている方を対象とすることになりました。厚く御礼申し上げます。

その上での要望ですが、家族会の当事者は2級の障害手帳をお持ちの方がほとんどです。当事者は、長期の医療負担と、勤務意欲があるのに働けない等の経済的不安に直面しております。全国的に見ると、障害手帳1級から3級全てを医療費助成の対象としている県も見受けられます。

そこで、重度障がい者・児への医療費公費負担事業について、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級所持者を助成の対象に加える考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、重度障がいのある方が身近な地域において安心して生活するために、大変重要な事業であります。

県では、実施主体である市町村と協議を重ね、今年10月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院及び精神科を除く入院に係る医療費について、助成の対象に加えたところであります。

県としましては、引き続き、本事業を着実に運営することにより、重度障がいのある方への支援にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 医療費公費負担は市町村とも連携することですので、新富町や木城町のように、自前で取り組まれているところとの格差が生じないように、よろしく願いいたします。

同じく、精神障がい者家族会の方から、摂食障がいの理解を深めていただきたいとの要望がありました。

若年層のダイエットブームに憧れて、食事制限が見受けられます。摂食障がいの低年齢化は深刻な事態につながり、発症してもそのまま放置したり、親や周囲の理解がないため症状が長期化したり、年齢を重ねると克服の可能性が低くなると感じております。年齢が高くなると、衰弱により命の危険性も高まるとのお話をお伺いしました。

そこで、摂食障がいの現状と県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 摂食障がいにより治療を受けている方は、全国で約22万人、本県では約3,200人と推計されておりますが、治療を受けていない方も多く、全体数については、正確に把握されておられません。

議員御指摘のとおり、近年、低年齢化の傾向にあり、成長に与える影響を最小限に抑えるためには、早期発見と適切な支援を速やかに開始することが重要とされております。

現在、県では、精神保健福祉センターや保健所で様々な精神疾患に関する相談に応じていますが、まずは、症状や治療の必要性について、県民が正しく理解することが大事でありますので、県のホームページやチラシを活用し、摂食障害がいに対する理解促進に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 この件を教育委員会の方にも伺ったところ、学校では保健の学習において、心の健康を保つために必要な行動について学習するとともに、必要に応じて個別に対応しているというお話を伺いました。将来のある大切な人材ですので、あらゆる機会を通じて若者の健康を守っていただきたいと思います。

次は、成年後見人の活用について伺います。

成年後見制度は、認知症や精神疾患などで一人で物事を決めるのが難しい人が、安心して契約などの法律的な手続をできるように手助けする仕組みです。しかし現在、国内の認知症の人は約400万人以上いますが、約25万人しか同制度を利用していません。

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、医師の診断書や鑑定を参考に、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を決めます。しかし、管理する財産が高額な場合や事務内容が複雑な場合、家庭裁判所は裁量により司法書士などの専門家を選任することがあるということでした。

そこで、宮崎県内の成年後見制度の利用状況と県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県における成年後見制度の利用者は、令和7年8月時点で2,913人となっており、年々増加しております。

また、成年後見人の内訳は、約7割が弁護士や社会福祉士等の専門職、約2割が市町村社会

福祉協議会等の法人、約1割が親族となっております。

今後、認知症の方や独り暮らしの高齢者など、制度の利用を必要とする人がさらに増加するものと予想されます。このため県では、専門職に加え、一般の県民や法人を成年後見人として育成するための研修や、制度の周知を目的とした出前講座を実施しております。

引き続き、市町村や弁護士会などの関係機関と連携しながら、制度の利用促進に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ますます増加する高齢者の特殊詐欺防止対策にも有効であります。任意後見制度は、本人が元気なうちに自分の意思で任意後見人を決めておき、判断能力が不十分となったときに初めて支援が始まるという2段階の仕組みを活用し、早めの備えを周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

先月、我が党の機関紙の中で、公立学校教員の働き方改革に関する指針の改定についての記事がありました。

その内容は、

保護者からの過剰な苦情や不当な要求等への対応は、「学校以外が担う業務」として明示され、教育委員会等が相談窓口を設置することや、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することが求められている。

しかしながら、既存の「スクールロイヤー」の枠組みは「子どもの最善の利益」を目的とするものであり、多くの場合、学校側の代理人として関わることを想定した枠組みにはなっていない。

既存の枠組みで弁護士が公立学校側の代理人として活動するとなると、基本的には自治体や教育委員会の顧問弁護士が活動すること

になるのですが、顧問弁護士の業務は現場から遠い場所での法的助言が中心であり、現場の状況を把握しているとは限らない。

現時点で、職場の教職員の声を直接汲みとり、公立学校側の代理人として弁護士が関わることが想定される制度は、大阪弁護士会の「スクールアトニー」制度です。

近い将来、多くの自治体・教育委員会において、新たな制度設計が求められるとありました。

そこで、学校から弁護士への法律相談の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、学校だけでは対応が困難な事案に対し、弁護士から法的アドバイスを受けることができるようにしております。

相談状況は、令和6年度が3件、令和7年度はこれまでに2件あり、その内容は、いじめへの対応に関することや、生徒指導上の対応等に関する事となっております。

また、全公立学校の管理職等を対象に、学校経営上必要となる法的知識や困難な事案への対応力の向上を目的に、弁護士による法律研修も実施しております。

法律相談体制の整備により、教員の負担軽減が図られることから、学校に対し、積極的な活用を促しております。

○重松幸次郎議員 ある弁護士会のホームページを引用しますと、病気休職者数は全国で7,119人と過去最高を記録しております。現場の先生方の御負担は深刻であり、教員採用募集にも年々少なくなってきたという影響があると知りました。

そこで、スクールアトニー制度について、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） スクールアトニー制度は、学校において対応困難な事案に対し、弁護士が代理人として関わる制度であると認識しております。

当該制度については、教員が過剰な要求や不当要求に相對することへの負担軽減が期待される一方で、要求等に至った原因そのものの抜本的な解決につながるかは、現時点で導入している自治体もないことから不透明なところがあります。

働き方改革の観点からも、過剰な要求等への対応は喫緊の課題ではありますが、当該制度につきましても、慎重に検討していく必要があると考えております。

○重松幸次郎議員 先ほどのホームページに、先生方から「最後に助けてくれるところがあるから頑張れる」といった声もあると出ております。スクールアトニーの導入検討をお願いいたします。

最後の質問になりました。

先月、宮崎はゴルフマンスが到来し、男子プロのダンロップフェニックストーナメントと、女子プロのリコーカップが開催されました。宮崎県出身の女子プロゴルファーにおいては成績優秀で、そのうち先月は、脇元華選手がプロ8年目にして初優勝を飾りました。涙の姿に感動します。すごい活躍ぶりです。

さて、先月、宮崎県議会スポーツ議員連盟のゴルフ部会で、昨年に引き続き、企業局が所管している一ツ瀬川県民ゴルフ場にて、安田ゴルフ部会長以下、議員の皆さんとゴルフコンペを行いました。晴天、無風の絶好のゴルフ日中で、楽しくラウンドができました。

私は昨年、一ツ瀬川県民ゴルフ場でのコンペの後に知ったのですが、このゴルフ場は、一人

で行って一人で回れる、ハーフでも回れるんです。健康管理のため、このゴルフ場を回ることを決めました。家の周りを1時間歩くのは飽きがきて三日坊主になりますが、このゴルフ場ですと、ちょうどハーフを2時間弱で楽しく回れて、また練習になります。議員の皆さんもぜひ一ツ瀬川県民ゴルフ場を利用してください。

そこで質問ですが、利用者が減少していると聞いておりますけれども、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者数の状況を、企業局長にお伺いします。

○企業局長（松浦直康君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、平成2年度に営業を開始し、ピーク時の平成4年度には約6万6,000人の利用がありました。ゴルフ人口の減少に加え、近年は、度重なる冠水被害によるコースコンディションの悪化、大雨、猛暑など環境の変化等により利用者が減少し、直近の令和6年度は、過去最低の約2万2,000人となっております。

○重松幸次郎議員 ピーク時の3分の1に減少しているという状況でございます。何とか持ち直していただきたいと思っております。

そこで、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者を増やすための取組について、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） ゴルフ場の経営につきましては、利用者の減少に伴い、平成30年度以降は、令和3年度を除き赤字が続いております。非常に厳しい状況にあります。

このため、今年度は、企業局としても指定管理者と連携して、新たにインスタグラムによるキャンペーンの案内やゴルフ場の風景など、情報発信の強化を行っております。また、新規利用者やリピーター確保のため、2回目以降の利用料金割引のキャンペーン、雨の日の利用者

に対して次回のプレー割引券の配付、近隣の温泉施設と連携した温泉チケットのプレゼント企画など、利用者の状況分析等を踏まえ、様々な取組を行っているところであります。

○重松幸次郎議員 値段も安くて、本当にすばらしいゴルフ場だと私は思っております。ぜひとも利用者数の増加に努めてください。

少々時間が残りましたので、先ほど紹介しました11月11日の衆議院予算委員会での岡本政調会長の質問の中から、政府系ファンド、ジャパン・ファンドの創設について御紹介させていただきます。

質問に立った岡本政調会長は、国会議員になる前にはアメリカの証券会社ゴールドマン・サックスに勤務しており、金融及び資産運用のプロ中のプロであります。

政府系ファンドは新たな財源を生み出し、国が持っている金融資産を安定的に効率的に運用し、そこから得た果実で国民が期待するような政策に使っていくものであります。その理由は、デフレからインフレに変わって、物価上昇のインフレ局面では、同じ金額でも買えるものがどんどん少なくなっていくと思います。お金を寝かせておくのではなく、お金の働いてもらわなければ目減りする時代になったからです。

公明党のイメージするジャパン・ファンドは、日本が持っている厚生労働省の年金積立金の基金や、200兆円の外国為替特会（外為特会）、80兆円の日銀のETF（上場投資信託）、そして最も大切なのが、総資産250兆円のGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）のノウハウを活用することです。

様々な公的資産を全て足しますと約500兆円になります。これらを一括して戦略的に運用して、現在よりも2%高い運用益を出すだけで、

年間10兆円規模になります。仮に半分使えると
なりますと5兆円ですから、そのことを片山さ
つき財務大臣へ答弁を求めたところ、「超党派
の議員連盟が立ち上がるようで、非常に期待し
たい」とのお答えでありました。

その後、高市総理にも答弁を求めると、「す
ごく明るい気分になった。夢が持てた。安全性
を担保した上で、リスクとリターンの関係性、
運用しないことによる機会費用は考慮すべき
だ。これから検討に入るということで楽しみに
している」とのお答えでありました。この瞬
間、自民党からも野党からも拍手喝采で、にこ
やかな、前向きな期待を感じさせていただいた
予算委員会でありました。

このように公明党は、与党の立場でも、野党
になっても、冒頭申し上げたように、国益と国
民の生活を守るために尽力し、一方で、県政に
おいても安心・安全に資する取組を続けていく
ことをお約束して、質問の全てを終了いたしま
す。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わしま
した。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、
人事案件の採決及び議案の委員会付託でありま
す。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

